

# サイオセツト中央学校区

ニューヨーク州サイオセツト

## 障害のある生徒対応に関する本学校区の計画

2016年1月11日採択

障害のある子どもたちの査定・教育措置に関する適切な教育サービスと適  
正手続きを保障するための学校区全体の方針・実践・手順

保証声明

## 保証声明

サイオセット中央学校区教育委員会は、すべての子どもたちのための卓越した教育に、長年積極的に関与してきたが、その一部として、特殊教育委員会ならびに就学前特殊教育委員会の後援のもとに、障害のある子どもたちへの特殊教育とその関連サービスの提供を支援する。

障害のある園児・児童・生徒に関する連邦ならびに州法を全面的に支持するため、本教育委員会は、特殊教育を受ける生徒の教育的ニーズを満たすことを保証する。この目的に加えて連邦法ならびに教育省長官規則に完全に従うため、本教育委員会は、学校区の特殊教育計画を改定した。

定例会議における教育委員会の決議により、本委員会は、本学校区特殊教育計画を採択した。

採択者:

---

マイケル・コーエン博士  
教育委員会委員長

---

日付

## 教育委員会

マイケル・コーエン博士	委員長
エイプリル・M・ニューエンドーフ	副委員長
クリストファー・ディフィリポ	委員
アンドリュー・フェルドマン	委員
トレーシー・フランケル	委員
ロブ・ガーシオン	委員
ジョシュア・A・ラファザン	委員
スーザン・パーカー	委員
ローラ・シュレシンガー	委員

## 本部運営責任者

トーマス・ロジャー博士	教育長
ジェフリー・ストレイトマン博士	副教育長
パトリシア・ルーフォ博士	ビジネス担当副教育長
ジョセフ・ラメズラ博士	生徒サービス担当副教育長

# 目次

緒言 .....	1
<b>CSE・CPSE の主な機能と研修 .....</b>	<b>2</b>
CSE・CPSE メンバーの研修 .....	2
<b>就学前特殊教育委員会（CPSE） .....</b>	<b>3</b>
構成メンバー .....	3
用語の定義 .....	4
プログラムの推奨 .....	4
<b>CPSE の手順 .....</b>	<b>6</b>
照会 .....	6
査定と推奨 .....	6
教育措置 .....	7
年次評価 .....	7
照会の撤回 .....	8
<b>特殊教育委員会（CSE） .....</b>	<b>9</b>
構成メンバー .....	9
定義 .....	11
<b>CSE による手続き .....</b>	<b>15</b>
初回の査定 .....	15
査定と推奨 .....	17
教育措置 .....	18
年次評価・再査定・認定除外 .....	18
<b>特殊教育プログラム・サービスの概要 .....</b>	<b>20</b>
学校暦 .....	20
もっとも制約の少ない環境 .....	20
LRE 要件を実施する手順 .....	20
ニーズの類似性 .....	21
サービスの連続体	
<b>就学前特殊教育委員会（CPSE） .....</b>	<b>22</b>
<b>特殊教育委員会（CSE） .....</b>	<b>24</b>
サポートサービス .....	27
<b>学年延長（CSE と CPSE） .....</b>	<b>30</b>
<b>第 2 外国語学習要件の免除 .....</b>	<b>31</b>
<b>障害がある生徒のための移行計画サービス .....</b>	<b>32</b>
定義 .....	32
個別移行計画 .....	32
移行計画 - 関係組織間の調整 .....	33
移行計画のスケジュール .....	35

職業アセスメント.....	37
重度の障害がある生徒の年齢制限ガイド.....	37
ハイスクール卒業証書取得の条件.....	39
個別教育計画卒業証書.....	41
CPSE・CSEによる特殊教育教育措置の手配.....	42
インフォームドコンセント（CSE・CPSE）.....	43
代理親.....	45
資格.....	45
代理親任命手順.....	45
中立的教育評価（IEE）.....	46
特殊教育調停.....	48
中立審問官の任命.....	49
訴訟後見人.....	50
総合教育委員会　－　プログラムの目的.....	51
特殊教育プログラムへのスペース配分.....	53
プログラム・教材・課外活動へのアクセス.....	54
職業教育の機会へのアクセス.....	55
1972年教育改正法第9編（タイトルIX）.....	55
1973年リハビリテーション法セクション504.....	55
人口調査と障害がある生徒の登録.....	56
学校での行動と規律.....	57
スクリーニングの手順.....	61
キンダーガーテンスクリーニング.....	61
新入生スクリーニング.....	61
公教育サービスを非公立学校生徒に提供する際のガイドライン.....	62
スクリーニング.....	62
障害のない子どもの言語矯正.....	62
障害が疑われる子どもの評価への照会.....	62
障害があると認定された子どもへのサービス.....	62
プログラムの目的を評価する方法.....	64
特殊教育プログラム.....	65
教育介入への反応（RTI）　－　学校区の計画.....	67
本計画のコピー入手について.....	68

## 緒言

サイオセット中央学校区は、本学校区が障害のある子どもたちの査定と教育措置の適正手続きを行い、特殊教育サービスを完全に継続的に提供することで法の趣旨と法文の両者を満足させることへの義務について、その方針・実践・手順を言質としている。本計画は、提供されるプログラムならびにサービスの概要を示すとともに、教職員と保護者のための作業マニュアルとしても用いられる。また本計画は、規則、法律、および方針の修正に応じて変更されることがある。

サイオセット中央学校区の特殊教育プログラムは、障害のある生徒のニーズに見合う多面的なものとなっている。本学校区は、障害のある生徒に教育サービスを提供するため、変容し続ける特殊教育分野の性質、連邦、州、裁判所命令の要件、および特殊教育の通常教育との関係などに対応している。

教育サービスの連続体は、次の原理に基づいて考案されている。

- 障害のある生徒に提供される教育サービスは、包括的評価プロセスの結果に基づいて決定される。教育措置またはプログラムは、連邦・州法の要件に一致するよう教育委員会が任命する、多領域専門家で構成される委員会の推奨によるものである。
- 教育サービスは、生徒の特殊教育ニーズに見合う、もっとも制約の少ない環境のなかで提供される。
- 提供される教育サービスは、障害分類ではなく、生徒の同定されたニーズに焦点を置くものである。

サイオセット中央学校区の使命は、地域社会と共同で、すべての学習者を最高の知的能力で機能し、より大きな社会に資する成功や達成に向けて努力を惜しまない、並外れて有能な市民に成長させることである。

## CSE と CPSE の 主な機能と研修

教育委員会は、障害のある子どもたちの教育に対する責任を果たすため、特殊教育委員会（CSE）と就学前特殊教育委員会（CPSE）を毎年任命する。両委員会の任命は、ニューヨーク州教育法セクション 4402 および 4401、ならびに教育省長官規則セクション 200.3 条項に従うものである。CSE と CPSE の主な機能には、以下が含まれる。

- 障害のある生徒を同定、査定し、教育措置の推奨を行う。
- どの生徒にも適正手続きの保証手段が提供されることを保証する。
- 本学区在住で、次年度プリスクールまたは公立学校に通学する資格を持つ障害のある子どもたち全員の学籍簿を毎年更新し、管理する。
- 他の教育およびコミュニティサービス提供機関とリソースを共有するため、コミュニケーションネットワークを確立する。
- 本学区によって障害のある学齢期の生徒に提供される、またナッソー郡内の私立・公立機関によってプリスクールの生徒に提供されるプログラム・サービス・施設の適切性と現状について、教育委員会に報告する。

### CSE/CPSE メンバーの研修

本学区は、CPSE と CSE のメンバー全員がそれぞれの委員会で責任を果たすため、適切な研修を必ず受けられるように尽力する。具体的な管理上の実践には、各メンバーがパート 200 の条項を実行可能にする研修について、以下が含まれる。

- CSE/CPSE の問題についてニューヨーク州教育省（NYSED）の会議に出席できるよう手配する。
- 学区主催の研修を定期的に行う。
- ニューヨーク州における特殊教育に関する委員会ガイドブック、教育省長官規則パート 200、SED からの覚書などの情報の公報をメンバー全員に配布する。
- 本学区内でのワークショップや研修を計画する。
- 学区内に住む特殊教育の生徒に提供される教育措置オプションをよく知ってもらうため、特殊教育措置の受入れ先訪問を、委員会メンバーに毎年案内する。
- RSE-TASC を研修資料に利用。委員会メンバー向けの具体的な情報の解釈に必要であれば、学区の弁護士をリソースとして利用する。

## 就学前特殊教育委員会 (CPSE)

### 構成メンバー

CPSE は、初めて査定を受けた幼児に関して、教育委員会によって任命された次のメンバーによって構成される。

- 当該未就学児の保護者
- 特殊教育を提供または提供を監督する資格を有し、学校区の通常教育カリキュラムおよび学校区内に関する知識を有し、学校区および地方自治体内の未就学児向け特殊教育その他リソースの有無を熟知している適切な専門家でもある本学校区の教職員が、本委員会の議長の役を務めるものとする。
- 当該幼児の保護者または本委員会のメンバーが、会議の少なくとも 72 時間前に文書で具体的に要請した場合、本学校区内または近隣学校区在住で障害のある子どもを持ち、その子どもがプリスクールまたは小学校レベルの教育プログラムに参加しており、本学校区あるいは地方自治体の被雇用者もしくは非契約者でない保護者メンバー1名。
- 保護者からの要請があれば、保健省初期介入プログラムから派遣される適切な免許または資格を持つ専門家（当該幼児が初期介入プログラムまたはサービスから CPSE 就学前サービスに移行中の場合）。
- 地方自治体（郡）の最高行政担当者によって任命された適切な免許または資格を持つ専門家は招聘されるが、会議開催に必要な定足数に入れなくともよい。
- 当該幼児が在籍、あるいは在籍する可能性がある通常教育環境での通常教育担当教員と、その幼児の特殊教育担当教員のなかから少なくとも 1 名、または適当である場合、その幼児の特殊教育提供者。
- 当該幼児の査定に参加した専門家は、保護者または CPSE の要請があれば参加し発言する。
- 使用された査定手順と査定結果の教育上の影響を熟知する本学校区の専門職員。ただし通常学級教員、特殊教育教員、スクールサイコロジスト、または学校区代表として任命された人物であってもよい。
- その他、本学校区または保護者が CPSE メンバーに招聘するよう判断した、当該幼児に関する知識、または特殊専門的知識を有する人々

CPSE 会議は、少なくとも開催日の 5 日前に保護者に通知される。CPSE 会議は、照会の吟味のため、学年と夏季を通して必要に応じて特殊教育オフィスで行われる。



## 用語の定義

「**障害のある未就学児**」とは、CPSE によってプリスクールプログラムおよびサービスを受ける資格があると認定され、本学区の公立学校に在籍する資格がない未就学児のことを指す。未就学児に障害があると認定されるには、認知、言語、コミュニケーション、適応、社会情緒、または運動発達などに関連する、その幼児の学習能力に悪影響を与える分野の1つ以上の機能に、著しい遅滞または障害が認められるものとする。そうした遅滞または障害は、個別評価の結果として記録される。記録には、幼児のパフォーマンスと行動の体系的観察、保護者インタビューなど、個別に実施された他のアセスメント手順が含まれるがその限りではなく、それらが幼児の発達における一般的な節目との組み合わせや比較による検討の結果、以下のいずれかが見られたこと。

- 1つ以上の機能分野における12か月の遅滞
- 1つの機能分野における33パーセントの遅滞、または2つの機能分野がそれぞれ25パーセントの遅滞
- 評価プロセスに適切な標準的手段が個別に利用される場合、1つの機能分野における標準偏差のスコアが平均より2ポイント低い、または2つの機能分野において、標準偏差のスコアが平均よりそれぞれ1.5ポイント低い
- 教育省長官規則セクション 200.1 (zz) に規定されたとおり、自閉症、聾、盲聾、聴覚障害、肢体障害、その他健康障害、外傷性脳損傷、または失明を含む視覚障害の用語定義条件を満たす。

「**サービス有資格初回認定**」とは、幼児が現行法規で定義されたサービスを受ける年齢資格に達した最初の日を指す。家庭裁判所に託置された幼児は、3歳の誕生日までに家庭裁判所法または教育法セクション 4204-a に準拠してサービスを既に受けており、保護者の選択によっては、教育法セクション 4410 のもとでサービスを受けられる年齢資格に初めて達する暦年の8月31日まで、そうしたサービスを継続する。幼児は、学校入学の資格が発生する学校暦の8月末まで障害のあるプリスクール児とみなすことができる。

## プログラムの推奨

CPSE はまず、以下のいずれかの提供が適切かどうか考慮しなければならない。

- 関連サービスのみ
- 特殊教育巡回サービスのみ
- 特殊教育巡回サービスを併用した関連サービス
- 教育省長官規則セクション 200.1 に定義された、半日制プリスクールプログラム
- 全日制プリスクールプログラム

本委員会はず、障害のない同学齡児がいる環境で特殊教育サービスを提供することを検討するものとする。

# CPSE の手順

## 照会

CPSEは、障害がある疑いがあり、教育省長官規則の学齢資格要件を満たし、本学校区内に居住する幼児の査定を手配する責任を負う。査定プロセスは、以下のいずれかの者が本学校区の CPSE 委員長あて、初回査定照会依頼文書を提出した時点で開始される。

- 当該幼児の保護者
- 当該幼児が居住する学校区、またはその幼児が合法的に在籍または在籍資格がある公立学校区が指名した者
- 当該幼児の教育に責任を持つ公的機関の理事または指名を受けた者
- 教育法セクション 4402 (3) に準拠し、特殊教育に責任を持つ委員会のチャイルドケア機関と提携する教育プログラムに指名された者。

照会は、学校暦中のどの時点でも作成することができる。以前参加していたプリスクールプログラムまたは乳幼児向けプログラムからの情報や、必須予防接種の記録も含まなければならない。CPSEが照会を受領すると、保護者には、査定手順の説明や査定に対する保護者の同意を求める手紙が送付される。ナッソー郡認定の査定施設のリストも同封される。必要に応じて翻訳が提供される。同意が得られない場合、CPSEは、保護者が文書を間違いなく受領し、同意依頼を理解するよう学校区が実施する手段を実行する。

## 査定と推奨

査定には以下の項目が含まれ、保護者による経費負担はない。

- 身体検査
- スクールサイコロジストが査定し、これ以上の査定は不必要とした場合を除き、個別心理テスト
- 困難分野における学習面と行動面の記録を取るため、普段の学習環境下での幼児観察
- 社会歴
- 可能性がある障害に影響する身体・知能・行動・情緒的要因を突き止めるのに必要な、適切な査定または評価（当該幼児自身または他人の学習を妨げる行為がみられる幼児の機能的行動査定を含む）

概要報告には、未就学児個人のニーズがある場合は、それに関する詳細な説明が含まれ、提供されるべき特殊教育サービスおよびプログラムの一般的タイプ、頻度、場所、期間などの推奨は含まれない。もっとも制約の少ない環境での指導や

関連サービスが未就学児に提供される方法への対処や、具体的教育サービスおよびプログラムの提供者の名前を具体的に挙げることもしない。第 1 回査定報告が完成したら、CPSE に提出される。CPSE は、第 1 回査定報告の結果を検討する会議を開き、査定に対する合意を受領した日から 60 暦日以内に、推奨を策定する。CPSE は、CPSE 会議前に概要報告の写しを保護者に提供するものとする。この会議に保護者が出席できるよう、合理的な措置が取られる。つまり、

- 会議について、保護者には少なくとも 5 日前に文書で通知
- 保護者には、少なくとももう一度通知の試みを行う。文書による通知をもう一度行う場合も、電話によって通知する場合もある。

CPSE が初回査定を実施した機関の認定プログラムに当該児を託置することを検討している場合、本委員会はその裁量において、別の認定査定者から 2 つ目の査定を得ることができる。

CPSE は、規則 200.16 (e) (6) に矛盾しないよう、査定結果とともに推奨を報告書にして、教育委員会・未就学児の保護者・未就学児が居住する地方自治体に提出する。CPSE が、当該児には特殊教育を受ける資格がないと判断した場合、調査結果の理由を記した通知文書が、保護者に送られる。CPSE が当該児に障害があると判断した場合、IEP（個別教育計画）が作成され、障害の性質、当該児の現機能レベル、推奨される特殊教育プログラムおよびサービスの種類、年次目標と短期学習目標が、具体的に示される。CPSE は、どの案件においても、当該児のニーズに見合い、もっとも制約の少ない環境における教育措置を推奨するよう努力する。何らかの理由で、CPSE の推奨が保護者の優先するものと異なる場合、CPSE の推奨の理由も報告書に記される。

## **教育措置**

教育委員会が CPSE の推奨に合意した場合、教育委員会は当該児が適切な特殊教育および関連サービスが受けられるよう、手配をする。保護者の同意がなければサービスは提供されないが、保護者が教育委員会の推奨に同意しない場合、保護者は中立的ヒアリングによる再検討を要請でき、決定に関してニューヨーク州検査官に抗議することができる。教育措置判断の再検討は、学齢児童生徒の教育措置に該当する手順の適正手続きと同じ規則に基づいて行われる。承認されたプログラムへの教育措置は、8 NYCRR セクション 200.16 (f) に規定されるタイムラインに基づき、教育委員会の承認後できるだけ速やかに行われる。もし教育委員会が CPSE の推奨に合意しない場合、CPSE は教育委員会の懸念を検討し、適切と思われる IEP に改訂するため、時宜にかなった会議を設定できるよう、教育委員会は不都合理由を添えて推奨を CPSE に差し戻す。

## **年次評価**

障害があると認定された各未就学児について、年に 1 度、再検討が行われる。保護者は、この会議について郵便で通知を受ける。この会議に保護者が出席できる

よう、合理的な措置が取られる。この再検討は、教育的進歩、達成、幼児が通常学級の学習プログラム及びサービスに参加できる能力、特殊教育サービスを受ける資格の継続を考慮して行われ、会議中に新しい IEP が作成される。

## 照会の撤回

これまで障害があると認められていなかった幼児の第 1 回査定には、保護者あるいは後見人の書面による同意が必要である。保護者の同意が得られない場合、その保護者は、提案された査定をもっともよく知っている指名された専門家らとの非公式の会議に出席する機会が与えられる。この会議で、照会が現状では正当でないという結論に達した場合、照会は撤回されることとする。

# 特殊教育委員会 (CSE)

## 構成メンバー

本学区の CSE は、年次再編成会議の席上、教育委員会が任命する次のメンバーによって構成される。

- 当該児童生徒の保護者、または当該児童生徒と親子関係にある者
- 当該児童生徒が現在在籍する、または今後在籍する可能性がある、通常学級の教員 1 名以上
- 特殊教育教員、または特殊教育サービス提供者 1 名以上
- 障害がある児童生徒のユニークなニーズに見合うよう特別に作成された授業の提供、またはその監督にあたる資格を有し、通常教育カリキュラムと本学区のリソースの有無に詳しい、当学区の代表である CSE 委員長。特殊教育教員、当該児童生徒の特殊教育提供者、あるいはスクールサイコロジストで、上記の資格に見合う者
- スクールサイコロジスト
- 査定結果の学習への影響を読み取れる者。通常教育教員から選ばれたチームのメンバー、特殊教育教員または提供者、スクールサイコロジスト、あるいは上記の学区代表であってもよい。
- 本学区内または近隣学区在住で、障害のある子どもを持つもう一人の保護者メンバー。ただしもう一人の保護者メンバーは、会議の少なくとも 72 時間までに CSE に対して当該児童生徒の保護者、当該児童生徒本人によって、あるいは CSE メンバーによって文書で具体的に要請された場合、過去 5 年間に分類から除外、または過去 5 年以内に卒業した児童生徒の保護者であってもよい。
- 本学区または当該保護者の要請により、当該児童生徒に関する知識または専門知識を有するその他の人々。適切な場合は、関連サービス職員が含まれる。知識や専門性の判断は、その個人を招聘した人物に委ねられる。
- 当該児童生徒の保護者または学校のメンバーが、会議の 72 時間以上前に文書で具体的に要請した場合、学校医
- 適当である場合は、当該生徒

検討の対象となる子どもの保護者やその他子どもについて知識のある者は、査定以外の情報や報告を委員会に提供するよう促される。少なくとも会議の 5 日前までに、会議の通知が文書で保護者に提供される。CSE 会議は、暦年を通して、各学校の特殊教育オフィスで行われる。

## 特殊教育に関する小委員会の構成メンバー

小委員会は、学校ごとのプログラムの見直し、再評価見直し、年次評価の際に活用される。小委員会は、特別学級、現在児童生徒が通学する学校以外で行われる特別学級、または学校区外にある主に障害のある児童生徒のための学校に児童生徒を初めて措置するための会議を開くことはできない。小委員会は、教育委員会が任命する以下のメンバーによって構成される。

- 当該児童生徒の保護者、または親子関係にある者
- 当該児童生徒が現在在籍する、または今後在籍する可能性がある、通常学級の教員1名以上
- 特殊教育教員、または適切である場合、当該児童生徒の特殊教育サービス提供者1名以上
- 特殊教育の提供又はその監督、管理をする資格を有し、本学区の通常教育カリキュラムに精通し、本学区のリソースの有無に詳しい当学区の代表である、CSE 小委員会委員長。上記資格を有する者は、特殊教育教員、当該児童生徒の特殊教育提供者、またはスクールサイコロジストとして任命される人物と同一でもよい。
- 新たな心理査定、またはより集中的なスタッフ対児童生徒の割合によるプログラムのオプションへの変更が検討される場合、スクールサイコロジスト
- 査定結果の学習への影響を読み取れる者。上記チームメンバーであってもよい。
- 委員会または保護者が指名する、当該児童生徒に関する知識または専門知識を有する、適当とされるときは関連サービス担当者を含む他の人々。知識や専門性の判断はその個人を CSE 小委員会のメンバーとなるよう招聘した人物に委ねられる
- 適切とみなされる場合は、生徒本人

### CSE メンバーの出席

CSE または CSE 小委員会のメンバーは、そのメンバーが担当するカリキュラム分野または関連サービスが変更されず、あるいは会議で話し合われないため、そのメンバーの出席が必要でないことを、保護者と本学区が文書で合意した際、全体であっても一部であっても、会議に出席するよう要求されない。2008年8月21日より、児童生徒の保護者を除き、CSE のメンバーは全体であれ一部であれ、会議がカリキュラムまたは関連サービスの変更に関するものである場合、もし以下の状況であれば、会議出席を免除されることがある。

- 免除を保護者と学区が文書で合意し、

- 出席が免除されたメンバーが、IEP に織り込まれる意見、特に自分のカリキュラム分野または関連サービスに関して、会議の前に保護者と委員会に文書で提出した場合。

委員会メンバーの出席免除依頼と意見文書は、保護者が確認し依頼を検討するのに合理的な時間を提供するため、会議日の5日前までに提供される。

保護者は、メンバーの出席をいつでも当学校区に要請または合意できる権利を、以下のような場合にも保有する。

- そのメンバーが緊急事態もしくは予定がやむを得ない理由で重なったことなどにより出席できない場合
- 会議前の合理的な時間内に保護者が確認・検討できるよう、本学校区が意見文書を提出し、前もって保護者の合意が得られる場合

出席免除要請は、当該児童生徒の保護者には該当しない。

意思決定プロセスでは、全員一致が望ましい。検討の対象となる児童生徒の保護者やその他子供について知識のある者は、査定以外の情報や報告を委員会に提供するように促される。少なくとも会議の5日前までに、会議の通知が文書で保護者に提供される。CSE の会議は暦年を通して、児童生徒が在籍する学校の特殊教育オフィスで行われる。

会議日より少なくとも5日前までに、保護者に会議の通知が文書で提供される。CSE の会議は暦年を通して、児童生徒が在籍する学校のオフィスで行われる。

## 定義

障害のある児童生徒とは、彼らの特別なニーズが、個別プログラムに従って特殊教育を提供するに足るほど重大な児童生徒を指す。1990年10月30日から、米国議会は「ハンディキャップをもつ子どもたち」という用語を、公正な手続きと適切な教育措置へのアクセスを確立する連邦法では「障害のある子どもたち」と言い換えることとした。<sup>1</sup>これ以降、「障害のある子どもたち」と「ハンディキャップのある子どもたち」は同じ意味で使われるものとする。

以下の法制上ならびに規制上の定義が支配的である。

「**障害がある児童生徒**」という用語は、障害があり、教育法セクション3202に従って公立学校に在籍する資格を持ち、知能、身体、または情緒的理由によって適切な教育の機会が特殊教育プログラムによってのみ提供される、9月1日以前に21歳に達していない子どものことを指す。この用語は、主に英語に不慣れであること、環境・文化・経済的要因による教育的ニーズをもつ子どもは含まない。資格判定の決

<sup>1</sup> 参考法規「障害のある個人のための教育法（IDEA）、旧称は障害者教育法（EHA）、合衆国法典第20編1400-1485条。



定要因が、リーディングや算数の学習の欠如、あるいは英語習熟の不足である場合、障害がある児童生徒と同定してはならない。

「あらゆる児童生徒」とは、学校区の学籍簿に記載された児童生徒全員を指す。

「特別サービスまたはプログラム」は、以下を意味する。

- 特別クラス、移行時サポートサービス、リソースルーム、直接・間接コンサルタント教員サービス、移行サービス、支援技術機器、トラベルトレーニング、巡回教員を含む特別教員、在宅指導
- 特別サービスまたはプログラムに関する、他学校区との契約
- 連合教育機関委員会（BOCES）との契約、または同委員会が提供する特別サービスまたはプログラム
- ニューヨーク州法 85、87、または 88 条に基づいた、教育省長官による州または州援助校の指定
- 教育省長官が承認した、特別サービスやプログラムを提供する州内の通学制私立学校との契約
- 教育省長官が承認した、特別サービスやプログラムを提供する州外の通学制私立学校との契約
- 教育省長官が承認した、特別サービスやプログラムを提供する州内の寄宿制私立学校との契約
- 教育省長官が承認した、特別サービスやプログラムを提供する州外の寄宿制私立学校との契約
- ニューヨーク州教育省以外の州機関の管轄下で、障害のある子どものケアと治療を行う居住施設での教育サービスの提供
- 聴覚学、カウンセリング、リハビリテーションカウンセリング、作業療法、理学療法、言語病理学、教育省長官規則で定義された医療サービス、心理学サービス、学校保健サービス、スクールナースサービス、学校ソーシャルワーク、支援技術、通訳サービス、オリエンテーション・モビリティサービス、保護者のカウンセリングとトレーニング、レクリエーション療法、その他適切な支援サービスを含む関連サービス
- ニューヨーク州法（1967）566 章に記された特別法学校区内の寄宿制または通学制への教育措置のための契約
- ニューヨーク州が承認し資金援助する学校（89 条）との契約

「障害のある児童生徒」の用語には次の分類が含まれる。<sup>2</sup>

1. **自閉症** – 言語・非言語コミュニケーションと社会的交流に著しい影響を与える発達障害で、一般的には3歳前に明らかになる。児童生徒の学力に悪い影響を与える。他の特徴として、自閉症には反復行動への没頭とパターン化した行動、環境や日常的ルーティーンの変化への抵抗、感覚的経験に対する変わった反応などがみられる。本項で定義される情緒障害が主な原因で児童生徒の学力に悪影響がみられる場合は、この用語は該当しない。3歳以降自閉症の特徴が表れた児童生徒は、本項のそれ以外の基準が満たされたとき、自閉症と診断されることがある。
2. **聾** - 聴覚障害が重篤で、拡声手段使用の有無にかかわらず、聴覚的に言語情報をプロセスすることができないため、児童生徒の学力に悪い影響がみられる。
3. **盲聾** – 聴覚と視覚の両方に障害をもつ児童生徒。この障害の組み合わせでは、聴覚または視覚障害の児童生徒のためだけの特殊教育では対応が難しく、著しいコミュニケーション・発達の・情緒的ニーズが生じる
4. **情緒障害** – 次の特徴が長期間、著しい程度までに現れ、学力に悪影響が出る児童生徒
  - 知的・感覚的・健康要因では説明できない学習不能
  - クラスメイトや教員と、十分な対人関係を築いたり維持したりすることができない
  - 普通の状況で不適切な行動をしたり感情を抱いたりする
  - 一般的に不幸または抑うつ的な心的状態にある
  - 個人または学校での問題に関連し、身体的症状または不安を生じる傾向にある

この用語には統合失調症も含まれる。情緒障害と判断されない限り、社会的不適応の児童生徒は含まれない。

5. **聴覚障害** – 聴覚に障害がある児童生徒。回復不能であれ、変動するのであれ、その障害が子どもの学力に悪影響を与えるが、本項の聾には含まれないもの。
6. **学習障害** - 理解や、話し言葉・書き言葉を問わず言語使用に関する基本的心理プロセスに障害がある児童生徒。話を聞く、考える、話す、読む、書く、スペルする、計算する能力の欠陥として現れる。この用語には、知覚障害、脳損傷、微細脳機能障害、ディスレクシア、発達性失語症が含まれる。視覚や聴覚、運動の障害、知的障害、情緒障害、さらに環境、文化、経済的な不利な立場が主な原因である学習問題は含まれない。

<sup>2</sup> 参考法規：教育省長官規則、セクション 200.1

7. **知的障害** – 一般的な知的機能が平均より著しく低く、適応行動の欠如も同時に見られ、発達時に現れ、児童生徒の学力に悪影響を与える。
8. **重複障害** – 障害の併発（知的障害と失明、知的障害と肢体障害など）。障害の組み合わせにより、1種類の障害だけの特殊教育プログラムでは対応できない、深刻な教育上のニーズが発生する。この用語に聾盲は含まれない。
9. **肢体障害** – 学力に悪影響を与える、深刻な肢体障害がある児童生徒。この用語には先天性異常（例：内反尖足、四肢の欠如など）、疾患による障害（例：急性灰白髄炎、骨結核など）、その他の原因による障害（例：脳性麻痺、四肢切断、拘縮の原因となる骨折ややけど）が含まれる。
10. **その他の健康障害** – 体力、活力、集中力に限度がある児童生徒。心臓疾患、結核、リウマチ熱、腎炎、喘息、鎌状赤血球貧血、血友病、てんかん、鉛中毒、白血病、糖尿病、注意欠陥障害、注意欠陥多動性障害、トゥレット症候群などが含まれるがこれに限らない慢性または急性疾患による、環境的刺激に対する注意力の高まりによるもので、教育環境のもとでは集中力が持続せず、児童生徒の学力に悪影響を与える。
11. **発語または言語障害** – 学力に悪影響がみられるどもり、発音障害、言語障害、発声障害などのコミュニケーション障害をもつ児童生徒
12. **外傷性脳損傷** – 外部からの物理的な力による、または脳卒中、脳炎、動脈瘤、酸素欠乏症、脳しゅようなどの疾患による、脳に対する後天的損傷がみられ、その結果、学力に悪影響を与える障害が発生した児童生徒。この用語には、認知、言語、記憶、注意、推理、抽象的思考、判断、問題解決、感覚、知覚、運動能力、心理社会的行動、身体機能、情報プロセス、発語などを含む1つ以上の分野に、軽度から重度の障害が現れる特定の疾患から生じる開放性・非開放性頭部損傷または脳損傷が含まれる。この用語には先天性または分娩時外傷によるものは含まれない。<sup>3</sup>
13. **失明を含む視覚障害** – 矯正手段を用いても学力に悪影響がみられる視覚障害がある児童生徒。この用語には視力不全と全盲の子どもが含まれる。

---

<sup>3</sup> 参考法規:教育省長官規則、セクション 200.1

# CSEによる手続き

## 初回照会

ニューヨーク教育法セクション 4402 並びに、教育省長官規則パート 200.2、200.4 及び 200.5 に従い、CSE は障害の可能性のある学齢期にある子どもすべてを査定し、障害の状態を同定（または障害がないと判定）し、教育措置の種類を推奨する責任を全うする。教育委員会は、査定への同意を受領してから 60 日以内（7-8 月の場合の日数は、土日と法定祝日を除く平日を指す）に、適当な特殊教育プログラムやサービスを、障害のある児童生徒に提供できるよう用意するものとする。

第 1 回査定のための照会文書は、次の者によって作成されることができる。

- 児童生徒の保護者または親子関係にある者
- 当該児童生徒が居住する学校区、またはその児童生徒が合法的に在籍または在籍資格がある公立学校区が指名した者
- 理事または当該児童生徒の教育に責任を持つ公的機関が指名した者、または CSE が責任を負うチャイルドケア機関と提携する公的機関が指名した者

第 1 回査定のための照会文書は、次の者によって作成されることができる。

- 18 歳以上の生徒、または本学校区の公立学校に在籍する資格を持つ独立した未成年
- 当該児童生徒が居住するか、その児童生徒が合法的に在籍する資格を有する公立または私立学校のある学校区の専門職員
- 免許を持つ医師
- 司法官
- 子どもの福祉、健康、教育に責任を負う公的機関の専門職員

本学校区の新入生は全員スクリーニングを受けるが、そうしたスクリーニングは入学時に行われる。障害の可能性が見つかった場合、CSE への照会につながる。すべての照会は、各学校長または CSE 委員長あて作成される。照会は文書で提出し、日付をつけなければならない。

児童生徒自身が書いた照会と司法官が書いた照会以外、照会要請には以下が必要となる。

- 照会の理由を述べ、照会のもととなるテスト結果、報告書の記録などを添付する。
- 今回の照会以前に児童生徒のパフォーマンス改善に利用した介入サービス、プログラム、または指導手法などを説明する。この目的のために使われた支援補助具

や支援サービスなどについて述べるか、そうした試みが行われなかった理由なども含める。

- 今回の照会前の保護者への連絡、または関与の度合いを説明する。

CSE 委員長または各学校の公立学校代表は、照会要請を受領して10日以内に、保護者または後見人に連絡して査定の合意を依頼するか、保護者または後見人に照会要請状の写しを提供し、児童生徒を特殊教育プログラムまたはサービスに照会できる権利について知らせる。その際、学校管理者または照会を作成する権限を有する学校区に任命された者と、さらに専門スタッフが照会要請した場合はそのスタッフが保護者または後見人と面談し、照会の要請と、適当であればその児童生徒のために用意されている通常教育サポートサービスについて話し合う機会について提案する。保護者または学校区からの要請でその照会要請をするその他の人にも、会議に出席する機会が与えられる。保護者には必要に応じて翻訳が提供され、保護者には「特殊教育に関する保護者のガイドと適法手続きに関する権利」が提供される。

以下の状況において、照会の撤回ができる。

保護者と照会を提出した人が書面をもって撤回に合意する

- 照会受領から10授業日以内に、学校管理者は、保護者と面談し、児童生徒が特殊教育の代替策によって恩恵が得られるかどうかについて話し合う。照会者もその会議に出席することができる。照会者が本学校区の専門スタッフであれば、そのスタッフは出席が義務付けられる。保護者と管理者が、通常教育にサポートサービスが追加されればその照会が不必要だと文書で合意すれば、その照会は撤回されたとみなされる。通常教育に追加されるサポートサービス、使用する授業戦略の説明、収集される生徒中心データ、プログラムの予定期間が含まれる合意の写しが、保護者、CSE 委員長、さらに照会要請者が本学校区の専門スタッフの場合はその者にも送られる。

保護者の同意なく査定を実施するための適正手続き

照会撤回の合意文書がなく、照会受領から30日以内に保護者が第1回の査定に同意しない場合、委員長は、通話または電話を掛けた記録と通話の結果、または保護者に送った書状とそれに対する返事など、保護者の同意を得るために行ったすべての試みを文書化する。委員長は、保護者の同意なしに児童生徒の査定を行うことを許可する教育省長官規則セクション 200.5 に述べられているように、適正手続きを利用する可能性を教育委員会に通知する。

すべての状況において、撤回合意は文書で行われ、児童生徒の累加学習記録に加えらる。合意文書に含まれる内容は以下の通り。

- 学校区によって提供される代替的教育プログラムに関する記述とプログラムの期間、または

- 児童生徒に認められる学習困難を解決するために示唆された代替策と、生徒の進捗を検討するために合意された期間内で行われるフォローアップ会議の設定

## 査定と推奨

児童生徒を「障害がある児童生徒」として同定するための第1回目査定は、保護者から同意を受領後、60日以内に行われなければならない、保護者の経費負担なしに、以下の項目が行われる。

- 身体検査
- スクールサイコロジストが査定後、これ以上の査定は不必要とする場合を除き、個別心理テスト
- 困難分野における学業と行動面の記録を取るため、児童生徒の普段の学習環境下での児童生徒観察
- 社会歴
- 12歳以上の子どもの場合、職業能力、適性、関心を見つけ出すための親子へのインタビュー
- 可能性がある障害に影響する身体的、知能的、行動的、情緒的要因を突き止めるのに必要な、適切な査定または評価（生徒自身または他人の学習を妨げる行為がみられる児童生徒の機能的行動査定を含む）

60日の期限限定は、児童生徒が前の学校区に査定合意が提供されてから本学校区に転校する場合、または保護者が査定プロセスに同意できなかった場合は、適用されない。テストは実質的に非差別的である。必要に応じて、バイリンガル査定が行われる。査定結果は、不可能でない限り、保護者の母国語またはコミュニケーション手段で提供される。CSEは必要に応じて、学校区外の適切なリソースを使って専門的評価の手配をする。これらの査定対象には、バイリンガル査定、精神・神経学検査、聴覚検査、視覚検査、職業検査、支援技術検査などが含まれることがあるが、この限りではない。専門的査定は、第1回査定プロセスだけに限られておらず、いつでも行うことができる。CSEはこの目的のため、適切なリソースと有資格専門家のリストを維持するものとする。

査定終了後に、CSE会議が予定される。この会議に保護者が出席できるよう、合理的な措置が取られる。すなわち、

- 保護者には会議について少なくとも5日前に文書で通知
- 少なくとももう一度、保護者に通知の試みを行う。文書による通知をもう一度行う場合も、電話によって通知する場合もある。

CSEはその結果を検討し、推奨を教育員会に提出する。もし教育委員会が当該児童生徒に特殊教育を受ける資格がないと判断した場合、調査結果の理由を記し

た通知文書が、保護者または後見人と校長に送られる。適切なサービスがあれば、どの支援サービスを当該児童生徒に提供するか、校長が決定するものとする。もし CSE が、当該児童生徒に障害があると同定した場合、IEP（個別教育計画）が作成され、障害の性質、当該児の現機能レベル、推奨される特殊教育プログラム及びサービスの種類、年次目標とその学年における短期学習目標が具体的に示される。IEP は、教育省長官規則セクション 200.4 (d) (2)、(3)、(4)、(5)、(6) にあらゆる角度で完全に従うものである。

## **教育措置**

教育委員会が CSE の推奨に合意すると、その決定が保護者に通知される。児童生徒の適切な特殊教育プログラムへの教育措置または適切なサービス提供は、これまで障害認定されていなかった児童生徒の査定同意の受領から 60 授業日以内、または障害がある児童生徒の再検討照会から 60 日以内に行われる。州内外の認定私立学校への教育措置が推奨された場合、教育委員会が CSE から推奨を受領後 30 日以内に、そうしたプログラムやサービスの提供が開始される。教育措置開始には、児童生徒の保護者または後見人の同意文書が必要となる。CSE は、受け入れ側の教員その他サービスの直接提供者に IEP の写しを送付する。本学校区は、IEP の写しが必ず児童生徒の保護者に無償で提供されるようにする。

教育委員会が CSE の推奨に合意しない場合、教育委員会はさらに検討するよう、推奨を CSE に差し戻すことがある。

## **年次評価、再査定、認定除外**

障害をもつ学校区内在住の全児童生徒について、少なくとも年に 1 度、評価を実施する。保護者は、郵便で会議通知を受領する。この会議に保護者が出席できるよう、合理的な対策がなされる。この見直しは障害がある生徒の進捗と達成、通常教育の授業に参加できる能力、特殊教育サービスを受ける資格の継続を考慮するために行われる。

CSE は、状態によって再査定が妥当と思われる場合、または児童生徒の保護者もしくは教員が再査定を要請した場合、障害がある児童生徒それぞれに適当な再査定を行うとともに、少なくとも 3 年に 1 度は再評価を行う。再査定は、児童生徒の障害分野に関し、最低 1 名の児童生徒の個別ニーズ・学習上の進捗や達成、児童生徒の通常教育の授業参加能力、特殊教育を受ける資格の継続を判断するに十分な知識を有する教員または専門家を含む、複数の専門分野をカバーするチームによって行われる。再査定の結果は、CSE によって再検討される。

児童生徒が特殊教育サービスを受ける資格を喪失したと判断される前に、再検討が実施されなければならない。児童生徒に特殊教育サービスがなくなると CSE が判断すると、CSE は、初年度について通常教育での 認定解除サポートサービス を推奨することがある。このサービスには、心理的サービス、ソーシャルワークサービス、スピーチ言語改善サービス、カウンセリング（職業カウンセリング以外）、その他適切なサポートサービスが含まれるか、担任に助手またはコンサルタ

ントを割り当てることがある。さらに適切と思われる場合、テスト時の条件緩和、外国語免除、卒業のセーフティネットが継続される。



## 特殊教育プログラム・サービスの概要

本学区は、教育省長官規則セクション 200.6 に従い、プリスクールと学齢期の子どもを、彼らのニーズに見合うもっとも制約の少ない環境のなかで措置できるサービスを継続的に提供し、類似した個別ニーズに基づく子どもたちの教育措置を行う。

### 学校暦

特殊教育の児童生徒は、通常教育の児童生徒と同じ学校暦に基づいて活動する。

### もっとも制約の少ない環境

本学区は、寄宿学校への教育措置から支援と関連サービスを伴う通常学級への教育措置まで、幅広いサービスを連続体として提供する。本学区は、児童生徒のニーズに見合うもっとも制約の少ない環境への教育措置を行う方針を実行するため、全力で取り組んでいる。「**もっとも制約の少ない環境 (LRE)**」とは、障害の程度が重度で、補助的支援やサービスを利用しても教育が十分に行えないときに**限り**、障害がある児童生徒の特別クラスや別の学校への教育措置、その他通常教育環境からの除去を行うことである。障害のある児童生徒個々の、もっとも制約の少ない環境での教育措置は以下のとおりである。

- 児童生徒が必要とする特殊教育を提供する。
- 障害がない他の児童生徒に適切な教育を、障害がある児童生徒にも最大限提供する。
- 児童生徒の家庭からできるだけ近い場所で行う。

### LRE 要件を実施する手順

- 不可能でない限り、児童生徒の優勢言語またはコミュニケーション手段を使って彼らの学習ニーズを同定するため、包括的で先入観にとらわれない個別査定を行う。特殊教育への教育措置の前に、CSE は、教育的に関連した支援サービス (ERSS) 「介入への反応 (RTI) 」モデルを使った通常教育プログラムのリソースが、必ず適切に考慮されるようにする。
- 児童生徒の教育プログラムは、児童生徒の保護者または後見人、教員、適当であれば生徒自身からの意義ある関与を得て作成される。CSE は、その児童生徒、査定データの意味、連続体としての教育措置の選択肢についての有識者を参加させる。
- CSE または PCSE はまず、児童生徒と担任に対する適切なサポートを付与した通常教育への教育措置を考慮する。補助的支援やサービスでは生徒の教育が十分に達成されないと CSE または CPSE が判断した場合に限り、代替的教育措置として、特別学校その他通常教育環境からの除去が考慮される。

- CSE または CPSE は、保護者または後見人と教育委員会に対し、生徒のために検討されたプログラム並びに教育措置と、それらのオプションがなぜ選ばれなかったかの理由付けを含む推奨を提供する。
- CSE または CPSE は、特殊教育プログラムとサービスの継続または変更について、児童生徒のニーズを年に 1 度再検討する。再検討には、生徒の教育的進捗や生徒が通常教育プログラムに参加できる能力が考慮される。

本学校区は、子どものニーズに見合うもっとも制約の少ない環境に子どもの教育措置を行う方針を実行することに、全力で取り組んでいる。本学校区は、教育省長官規則 200.6 に記述されたサービスの完全な連続体を提供している。

## ニーズの類似性

障害のある児童生徒が特殊教育のためにグループ分けされる場合は常に、ニーズの類似性によってグループ分けされる。CPSE も CSE も、次の要因をもとに教育的ニーズを同定する。

- 学力または教育的達成の幅と学習の特徴 – 児童生徒にそれぞれの年間ゴールが達成できる機会が授業中に与えられるように、学級内の学力または教育的達成の幅は、制限されることとする。グループ内の児童生徒の学習の特徴も、学力または教育的達成の幅の維持を確保するため、かなり類似していなければならない。
- 社会性の発達 - グループ内での社会的交流が各児童生徒にとって有益で、各児童生徒の社会的成長と成熟に貢献し、常に授業の妨げとならないよう、社会性の発達は考慮されなければならない。ただし、児童生徒の社会性へのニーズ だけ で教育措置は決定されない。
- 身体的発達 – 各児童生徒には、授業から恩恵を受けられるよう適切な機会が与えられるが、身体的発達は多様である。適切なプログラムへのアクセスを確保する教育措置を決定する前に、身体的ニーズが考慮されなければならないが、身体的ニーズ だけ で教育措置は決定されない。
- 管理上のニーズ – 環境の調節、適応、グループのひとりひとりのニーズに求められる人材・資材は提供され、常に同じグループの他の児童生徒が授業から恩恵を受ける機会の妨げとならないようにされるが、管理上のニーズは多様である。

# サービスの連続体

## 就学前特殊教育委員会 (CPSE)

### 1. 関連サービス

教育法セクション 4401 (2) (k) で定義されるサービスには、言語病理学、聴覚学、心理学サービス、理学療法、作業療法、リハビリテーションカウンセリングを含むカウンセリング、法規で定義される医療サービス、保護者のカウンセリングとトレーニング、学校保健サービス、スクールナースサービス、学校ソーシャルワーク、連邦法規で定義される支援技術サービス、通訳サービス、オリエンテーション・モビリティサービス、その他発達矯正その他サポートサービス、レクリエーションへの適切なアクセスなどが含まれる。

関連サービスは、教育委員会が定める以下のような施設で行われるが、この限りではない。

- 認定または認可プレキンダーガーデンまたはヘッドスタートプログラム
- サービス提供者の職場
- 子どもの家庭\*
- 病院
- 州の施設、または
- 教育法セクション 4410 で定義されるチャイルドケア施設

1 つ以上の関連サービスが最初に行われる場所は、IEP に記されなければならない。  
2 つ以上のサービスが記述された場合、可能であれば、関連サービス提供者は単一機関の職員であるべきである。関連サービス提供者または認定プログラムは、サービス決定に関して文書で通知を受ける。

### 2. 特殊教育巡回サービス

このサービスは、認定プログラムの特殊教育教員免状を有する教員が教育委員会の決めた施設に巡回する形で提供される。施設は次のものが含まれるが、それに限らない。

- 認定または認可プレキンダーガーデンまたはヘッドスタートプログラム
- 子どもの家庭\*
- 病院
- 州の施設、または
- 教育法セクション 4410 で定義されるチャイルドケア施設

サービス提供場所の変更は、CPSE の再検討なしに行われることがある。

\* - 教育委員会が未就学児が他の施設に輸送されるべきでないことを記述した医療記録、または特別なニーズに関する記録があると判断した場合、子どもは在宅サービスを受ける権利を有する。

特殊教育巡回サービスは、次の項目の提供を目的とする。

- 直接サービス 幼児教育から恩恵が受けられるように子どもを支援するための、未就学児向けに特別に作成された個別またはグループ学習
- 間接サービス 幼児教育プログラムに在籍する、障害がある未就学児の個別ニーズに対応できるような学習環境の調整または指導法の変更などに関し、子どもの担任を支援するための、特殊教育教員免許を有する教員による相談

特殊教育巡回サービス (SEIT) は、週に少なくとも 2 時間行われ、特殊教育教員 1 名に対し、障害がある未就学児の総数が 20 人を超えないこととする。未就学児の IEP に応じ、SEIT サービスに加えて、関連サービスが提供される。

### 3. 統合クラス

未就学児 12 人未満に対し、少なくとも特殊教育教員 1 名と助手 1 名が担当する。統合クラスは、次のように提供されることがある。

- 障害がある子どもと障害のない子どもが混在する、未就学児 12 人未満のクラス
- 他の教員が教える障害のない子どものプリスクールクラスとして使われる物理的スペース内で行われる、障害がある未就学児 12 人未満のクラス

### 4. 特別クラス

特別クラスとは、同じ障害がある未就学児、または特別クラスでの特殊教育プログラムのため、類似した個別ニーズに基づいてグループ分けされた異なる障害がある未就学児で構成されたクラスと定義される。

- 実年齢の幅は、36 か月を超えないこと。
- クラスあたりの最大未就学児数は、12 名を超えないこと。また、少なくとも特殊教育教員 1 名と助手 1 名が担当すること。
- サービスは 1 日 2 時間半まで、週に 2 日までとする。

### 5. 寄宿制特殊教育プログラムとサービス

このプログラムは最低 1 日 5 時間、週 5 日行われる。寄宿制プログラムへの教育措置は、教育省長官規則 200.6 (j) に従い、教育省長官の承認を得なければならない。

# サービスの連続体

## 特殊教育委員会 (CSE)

### 1. 移行サポートサービス

児童生徒の個別教育計画に具体的に盛り込まれ、通常プログラム、またはより制約のない環境でのプログラムまたはサービスに移行する障害のある児童生徒に、適切なサービスができるよう、通常または特殊教育担当教員に提供される暫定的サービスのことである。

### 2. コンサルタント教員サービス

コンサルタント教員サービスは、通常教育クラスに在籍する障害のある児童生徒や、そうした児童生徒を担当する通常教育教員に、直接的・間接的にサービスを提供するものである。これらのサービスは児童生徒の具体的なニーズに見合うよう特殊教育委員会の推奨によって行われ、児童生徒の個別教育計画 (IEP) には、コンサルタント教員サービスを児童生徒が受ける通常教育クラスが示される。コンサルタント教員サービスは、以下の条項に従って行われる。

- CSE が、コンサルタント教員サービスのほか、リソースルームも必要な障害のある児童生徒に、IEP に応じた両サービスの組み合わせを週 3 時間まで推奨した場合を除き、コンサルタント教員サービスが必要な障害のある児童生徒はそれぞれ、週に最低 2 時間、児童生徒の IEP に応じた直接的・間接的サービスを受ける。
- コンサルタント教員ひとりに割り当てられる障害のある児童生徒の最大生徒数は、20 人までとする。

### 3. 関連サービス

関連サービスとは、言語病理学、聴覚学、心理学サービス、理学療法、作業療法、リハビリテーションカウンセリングを含むカウンセリング、法規で定義される医療サービス、保護者のカウンセリングとトレーニング、学校保健サービス、スクールナースサービス、学校ソーシャルワーク、支援技術サービス、通訳サービス、オリエンテーション・モビリティサービス、レクリエーションへの適切なアクセス、その他発達または矯正サポートサービスなどと定義される。

- 関連サービスが児童生徒グループに同時に提供される場合、児童生徒または専門家 1 名につき、児童生徒数は 5 名を超えてはならない。
- 障害がある児童生徒には、通常教育プログラムまたは他の特殊教育プログラムやサービスと併せ、児童生徒のニーズに応じた 1 つ以上の関連サービスが提供されることがある。

### 4. リソースルームとは

リソースルームプログラムは、障害のある児童生徒に通常または特殊学級での授業の補完が必要な場合、そうした補完をするためのものである。

- リソースルームの各時間で、授業グループは児童生徒数が5名を超えないこととし、児童生徒は、学力・社会的・身体的・管理的ニーズの類似性によってグループ分けされる。
- 各リソースルームの授業は、特殊教育教員、または適切であればリーディング専門教員が行う。
- CSEが、コンサルタント教員サービスとリソースルームサービスの組み合わせを週3時間まで受けられると推奨した場合を除き、児童生徒は、週に最低3時間かつ1日の50%まで、リソースルームプログラムに参加する。
- リソースルーム教員1名に対し、児童生徒の最大生徒数は小学校で20名、ミドルスクール・ハイスクールで25名を超えないものとする。
- リソースルームサービスは、通常学級での支援指導、通級によるプログラム、または両方の組み合わせによって提供される。

## 5. 統合チームティーチング

統合チームティーチングサービスとは、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が混じるグループに、特別に作られた指導と教科指導とを提供することである

- 統合チームティーチングサービスを受ける障害のある最大生徒数は、そうしたクラスに在籍する障害のある児童生徒が12名を超えない限り、IEPに示された人数とする。
- 各クラスを担当する教員には、少なくとも特殊教育教員1名と通常教育教員1名が含まれる。
- 補助職員など、学校区がこうしたクラスに配属させる追加的教職員は、特殊教育教員としての職務に就くことはできない。

## 6. 自己完結型特殊学級

特殊学級は、同じ障害を持つ児童生徒、または特殊教育プログラム提供の便宜上、個人のニーズの類似性によってグループ分けされた、異なる障害がある児童生徒が在籍するクラスと定義される。16歳未満の児童生徒の場合、暦年齢による年齢の幅が36か月を超えないこととする。障害のある児童生徒は、IEPに記載される場合に限って特殊学級への教育措置を受ける。

## 8. 学区外への教育措置

本学校区の特殊教育プログラムでは、適切な対応が不可能なほど深刻なニーズがある児童生徒は、次の制約が少ないものから多いものの順に並べられたプログラムのいずれかに教育措置されることがある。

- 他の学校区が運営する特殊学級

- BOCES によるプログラム
- 適切な私立学校（通学制）
- セクション 4201 対象校、つまり州が運営する学校
- 認定寄宿制学校

## **9. 在宅・病院での指導**

CSE によって在宅・病院での指導が推奨された障害のある児童生徒は、次のような指導を受ける。

- 小学生への指導は週に 5 時間、できれば毎日 1 時間提供される。
- 中等学校の生徒は週に 10 時間、できれば毎日 2 時間指導を受ける。

## **10. 認定除外サポートサービス**

特殊教育を修了する児童生徒には、認定除外サービスが考慮される場合がある。認定除外サポートサービスは、生徒が特殊教育からフルタイムの通常教育に移行するときに受けるサービス分野で免許を持つ者によって、児童生徒またはその児童生徒を担当する教員を対象に提供される。認定除外サポートサービスには、心理的サービス、ソーシャルワークサービス、スピーチ言語改善サービス、職業カウンセリング以外のカウンセリング、メインストリームクラスへの教員助手または適切な人物からのコンサルテーションなどが含まれる。

これまで特殊教育サービスを受けていた児童生徒について、特殊教育員会がその児童生徒にそうしたサービスが必要なくなったと判断し、通常教育プログラムにフルタイムで教育措置する場合、以下の推奨を行うこととする。

- 認定除外サポートサービスの同定、
- そうしたサービスの開始予定日の設定
- 児童生徒が通常プログラムにフルタイムに移行してから 1 年以内に必ず終わるように、そうしたサービスの頻度と期間

## その他のサポートサービス

### スクールサイコロジストによるサービス

以下の主要分野は、スクールサイコロジストの職務とする。アセスメント、観察、テスト実施と解釈、CSE 推奨、査定、教育措置への参加、児童生徒の進捗監督、教員への助言、児童生徒と保護者へのカウンセリング、その他専門家間の調整。さらに特殊教育学級に関連する機能として、児童生徒のための介入や個別教育計画（IEP）作成に際して教員を支援、特殊教育児童生徒へのサービス提供をモニター、年1回の会議をコーディネート、3年に1回の見直し会議の実施、必要に応じ、学区外の代替教育施設を調査、教育措置以降の児童生徒の動向をモニター、新しい法規や手続きに関連した教員トレーニング、行動介入計画の策定。

### スクールソーシャルワーカーによるサービス

以下の主要分野は、ソーシャルワーカーの職務とする。児童生徒の進捗監督、教員への助言、より制約の少ないプログラムに移行する児童生徒への移行サポートサービス提供、保護者教育、児童生徒と保護者へのカウンセリング、危機介入（例：児童虐待、バスの問題など）、学校と家庭、ならびにコミュニティーの諸機関間の連絡）。

### 学校の言語、聴覚サービス

言語専門家は、言語や聴覚不全がある子どもの同定や指導について、教職員を支援する。彼らは発語障害、どもり、発声障害、表出言語・受容言語の問題、難聴、脳機能障害、口腔運動障害、口蓋裂などがある子どもの診断と矯正サービスを行う。こうした専門家の活動の多くは観察、検査、カウンセリング、保護者との会議、指導方法に関する教員への助言などに充てられる。

### 学校の理学療法サービス

理学療法は、身体障害がある児童生徒が教育の恩恵を受けたり、もっとも制約の少ない環境での教育を維持したりするためにするために行われ、以下のサービスが提供される場合がある。医療機関と児童生徒にサービスを提供する専門家との調整、児童生徒の強さ、機能、運動発達、適応ニーズの査定、プログラム策定と必要があれば治療プログラム、メインストリーム化に際し、通常教育教員とのコンサルテーション、児童生徒の身体的ニーズに対応する専門性のないスタッフの監督と指示。

### 学校の作業療法サービス

作業療法士は、学校環境の中で普通に機能することが障害によって妨げられている子どもたちにサービスを提供する。作業療法士の任務には、次のものが挙げられる。個別アセスメント、手書きなど教室内での微細運動に必要な上肢の強さと動きの質の改善、日常の活動に支障をきたす子どもの感覚的反応の調節、日常生活活動の発達、必要な補装具の提供、活動に参加することについての児童生徒への助



言。作業療法士の目標は適切な治療を提供して、学校環境の中で児童生徒が自立的に機能する能力を高めることにある。

## 学校の聴覚教育サービス

聴覚教育は、聴覚障害があり通常教育または特殊教育に在籍する5歳から21歳までの児童生徒に直接、特化した指導をするために作られている。発話、リーディング、聴覚トレーニングが聾・難聴の児童生徒を教える教員によって行われる。これらは、生徒が主要教育プログラムから恩恵を受けるのに、必要なサービスである。

## 学校の視覚教育サービス

視覚教育は、視覚障害があり通常教育または特殊教育に在籍する5歳から21歳までの児童生徒に対し、視覚障害担当教員が彼らに特化した指導を直接行うために作られている。これに関連したサービスには、各種視覚補助具の利用、大きな活字の書籍やワークシートの利用、触覚・音声吹き込みの資料、現在の技術に関する指導がある。教員はさらに、児童生徒が学習環境に順応できるような支援を行ったり、他の教員が児童生徒の教育ニーズに見合うための支援を行ったりする。

## 言語療法サービスの基準

児童生徒のコミュニケーション障害が、適切な教育的進捗の著しい妨げとなる場合、CSEに児童生徒の査定照会がされなければならない。コミュニケーション障害によって学力に悪影響がみられないが、通常教育の一部として言語療法から恩恵が得られる児童生徒は、各学校の指導サポート構築チームに照会されなければならない。

### 言語問題には障害とみなされない状態が数多い。

- 言語の発達が不規則、または比較的短時間で自然に矯正される言語障害で、生徒の学力に悪影響が出ないもの。
- 年齢水準以下のスピーチパターンやコミュニケーションスキルを使う、または標準英語から異なるが、社会適応、総合的教育開発、教科学習に関連した学業成績に悪影響が出ないもの。
- 標準英語から異なる方言や非標準的構文を使うが、著しく逸脱していないもの。例えば、言語学的に標準とは異なる英語で話す（“Don’t give me no pen.”）など。方言は、標準英語の文法に一致していないが、コミュニケーション障害とはみなされず、通常教育クラスで対応する。
- 英語以外の言語で話す。

## 学年延長 (CSE と CPSE)

CSE または PCSE は、児童生徒の実質的な退行を防止するのに12か月まで構造化された学習環境が必要かどうか判断する。「**実質的な退行**」は、7月から8月にかけて児童生徒がスキルや知識を喪失したため、発達レベルの継続ができず、IEP 目標の再構築や前年度に習得した目標などの尋常ではない復習期間が学年始まりに必要となるほど深刻化する状態によって示される。7-8月に、特別プログラムやサービスが少なくとも30授業日間行われる。次のような場合、教育省長官規則セクション 200.6 (k) と 200.16 (i) に従い、児童生徒の実質的な退行を防ぐため、12か月の特別サービスまたはプログラムが検討される。

- 管理ニーズが高度に集中的で高度に個別化された注意と介入が必要な、特殊学級に在籍する児童生徒・プリスクール児
- 重い重複障害があり、受けるプログラムが主にリハビリや治療目的
- 在宅または病院での指導が推奨される児童生徒、または特殊教育ニーズが高度に集中的で高度に個別化された注意と介入が必要、または重い重複障害があり主にリハビリや治療が必要な児童生徒・プリスクール児
- 週7日の寄宿制プログラムでなければ対応が不可能なほど深刻なニーズがある児童生徒・プリスクール児
- 他の特殊教育サービスを受けている児童生徒・プリスクール児で、実質的な退行を防ぐため、障害のために12か月の特別サービスやプログラムが必要と CSE が判断、または12か月続く構造化された学習環境で提供される特別サービスやプログラムに対するニーズが明らかな者

そうしたサービスやプログラムの提供の必要性を実証するため、定量的ならびに定性的情報が、CSE または CPSE によって検討される。検討期間または前年度終わりまでに達成できたスキルや知識の再習得に必要な再教育の期間が、学年開始時点でそうした目的に通常設定される時間を超えている場合、児童生徒は12か月のサービスまたはプログラムに参加することができる。検討や再指導にかかる時間は通常、20授業日から40授業日までである。学年延長の適格性を判断するガイドラインとして、8週間以上の復習期間が必要な場合は、実質的な退行が発生したとみなされる。

## 第2 外国語学習要件の免除

9年生に進学する生徒は、学年が終わるまでに少なくとも1単位の英語以外の言語単位を取得しなければならない。この要件は、教育省長官規則セクション100.2 (d) によって、州内のすべての学校で規定されている。

言語学習能力に悪い影響を及ぼす障害があると認定された生徒は、個別教育計画 (IEP) のなかで、でそうした要件が生徒の特殊教育ニーズにふさわしくないとされた場合、この要件を免除されることがある。よって、6年、7年、8年生を終了するすべての生徒の年次評価会議で、CSEは次の段階を踏む。

- カリキュラムが検討され、外国語要件が満たされたか判断する。
- 言語要件がまだ終了してない場合、次年度に行われる外国語指導から恩恵を受けられる能力に関係あると思われる、言語レベル、学習の特徴、情緒的要因などに注目する。
- 免除が適切かどうか判断するに際し、言語障害の重さに特別の注意が払われる。子どもの言語障害が著しい場合、または他の要因によって免除が適切とされる場合は、免除が許される。CSEが免除が当然と結論づけた場合、IEPに添付する文書で理由が述べられる。
- 免除されなかった生徒は、8年生までに外国語の指導を受け始めなければならない。

障害のある生徒が外国語クラスに割り当てられた場合、テストや教室変更の必要性を記したIEPが、生徒の特殊教育教員から外国語担当の教員に提供される。

学校区と州教育省の方針では、9年生終了までに外国語要件の完了が強く支持されている。言語問題に加え、具体的な要因によって免除が必要とされない限り、受容または表出言語が著しく損なわれた生徒のみが免除される。

外国語要件を免除された生徒は、カーネギー単位要件からも免除されたわけではないため、外国語単位を同等またはそれ以上の単位とみなされる選択科目で置き換えることが求められる。この方針は、教育法第17条と65条ならびに教育省長官規則パート100.2と一貫している。

# 障害がある生徒のための移行計画サービス

## 定義

学校での活動から卒業後の活動への移行を促す結果重視プロセス内で、生徒のために策定される協調的な一連の活動、IDEA、そして89条に定義される**移行サービス**には、中等後教育、職業訓練、差別のない雇用（就労継続支援を含む）、継続または成人教育、成人向けサービス、自立した生活、または社会参加などが含まれる。協調的な一連の活動は、生徒個人のニーズに基づき、生徒の強み、好み、関心を考慮し、指導、関連サービス、コミュニティでの体験、雇用の開発、その他学校卒業後の社会人としての目標、さらに適切な場合、日常生活スキルの獲得と機能的職業査定を含めることとする。

## 個別移行計画

障害がある中等学校生徒の移行サービス計画は、結果志向で社会人生活を見据えている。専門家、生徒、保護者または後見人は、協力して適切な到達地点を同定し、そうした結果を得るための協調的な一連の活動を決定し導入する。生徒の関心とニーズは、意思決定プロセスでもっとも尊重される。

14歳から年に1回、CSEは移行計画会議を開く。これは年次評価の時に行われることもある。移行サービスのニーズに関して話し合うための会議には、生徒自身が必ず招かれる。加えて、移行サービスを提供または資金を出す諸機関の代表も招かれる。知識のある他の学校職員（管理職、サイコロジスト、関係サービス提供者、通常教育教員など）も、プロセスへの参加を要請されることがある。

卒業もしくは年齢制限に到達した生徒は、成績に関する出口サマリーを提供される。この中には、中等後教育の目標を達成するため生徒をどう支援するかを推奨を示す、生徒の学業成績と機能的能力のサマリーが含まれる。

## 以下の要素が IEP に含まれる移行サービス

- 成人としての個別長期結果記述
- 指導面、関連サービス、雇用/中等後活動、社会経験での協調的な一連の活動、もし適切なら、日常生活スキルの獲得と機能的職業査定。
- 実行に際しての義務

## 移行のための計画：関係組織間の調整

サイオセット中央学校区は、適切な場合、移行プログラムの開発と提供に関し、サービスの調整を促進するため、他のサービスシステムとネットワークを持つ。組織間のつながりには、次のようなリソースが含まれる場合がある。

- 盲人視覚障害者委員会（CBVI）

- ACCES-VR の教育機関連携部門
- NY 州発達障害者局
- NY 州雇用サービス
- NY 州精神衛生局
- NY 州青少年部
- 郡精神衛生部
- 郡社会福祉部
- 郡保護観察部
- 家族
- 生徒
- 自立生活センター
- 地域、郡、州のサポートグループ
- 連合教育機関委員会
- 職業教育・応用技術教育法コーディネーター
- 特殊教育訓練リソースセンター、特殊教育管理職リーダー訓練アカデミー
- バイリンガル教育技術支援センター
- 2年制・4年制大学、成人継続教育プログラム
- 職業訓練パートナーシップ法民間産業協議会、地域雇用主

サイオセット中央学校区が ACCES-VR または盲人視覚障害者委員会に照会する場合の基準は、次のとおりである。

- 生徒が2年以内に学校を出る見込みがある
- 学校、生徒、保護者または後見人が一緒に、生徒の障害が社会で働く生徒の能力の妨げとなること、成人向け職業リハビリテーションサービスが雇用の成功を達成するのに必要なことを確認する。

- 生徒が必要とする職業リハビリテーションサービスは、学校が提供を義務付けられているプログラムやサービスを通して受けることができない

サイオセット中央学校区が ACCES-VR または盲人視覚障害者委員会に照会するとき  
に使うプロセスは、特定のステップが踏まれたことを保証する。

- 学校長または校長が任命した者が、一定の窓口として、またシステム間の調整役として、ACCES-VR と盲人視覚障害者委員会と連携するための校内移行連絡係として任命されている。
- 照会は、障害がある生徒が成人として雇用されるよう支援するのに必要な、成人向け職業リハビリテーションサービスを推奨する徹底的なアセスメントと計画プロセス（ガイダンス年次評価など）の結果である。
- 学校が、照会と情報公開に対する保護者または後見人、該当する場合は生徒の同意を受領している。
- CSE、ガイダンスカウンセラー、その他学校職員は、次の項目を含む照会を完成させて送付する。

-照会の目的を説明する照会送付シートまたは書状と、

-生徒の障害、ニーズ、好み、関心、スキルを説明する文書。望ましい証拠書類は、生徒の現在の能力、仕事関係の限界、職業リハビリテーション、雇用に関連した機能的な面でのサービスニーズを記述したもの。

## 移行計画のスケジュール

サイオセット中央学校区は、次の一連の項目を移行計画プロセスのなかに取り入れる。すべての項目がすべての生徒に当てはまることに留意されたい。

実行内容	推奨年齢
--第1回職業アセスメントを実施	12歳
--IEP会議で以下のカリキュラム分野について話し合う	12-15

学業、社会性、言語/コミュニケーション

職業、自助スキル、セルフアドボカシースキル

--過程で責任と自立を拡大する戦略を開発・導入	12 - 15
--定期的に職業査定を実施	12 - 21
--移行サービスを紹介し話し合う	14
--14 歳から IEP に移行サービスを取り入れることを保護者に告知	14
--仕事関連の文書のコピーが入手できるようにする	14 - 16
社会保障ケア、出生証明書	
就労許可証を入手	
--適切な成人向け機関の代表が参加できるように保護者の同意を得る	14 - 18
--IEP に移行要素を作成し、その後は毎年	14+
--CSE と成人への移行を話し合う	15 - 21
--夏休みのアルバイト/ボランティア体験を検討する	15 - 21
--地域での娯楽活動を調査する	15 - 21
--申込書の書込を含む寮経験の機会へのニーズを検討する	15 - 21
--個人 ID カードの入手	16 - 18
--運転教育と免許の入手	17 - 18
--次のような輸送/モビリティ戦略の策定	16 - 21
公共ならびに障害者移動用交通を用いての	
自立移動トレーニングスキル、移動補助員の	
必要性	
--SSDI/SSI メディケイドプログラムの調査	16 - 18
--後見人または解放の検討	16 - 18
--雇用計画の策定とアップデート	16 - 18
--学校から離れる 2 年以内に ACCES-VR/CBVI を介入させる	16 - 21

--成人としての生活状態の可能性を調査	16 – 18
--学校後の機会の調査（教育的、職業的訓練の継続、 大学、軍隊など）	16 – 18
--法的後見人を依頼する	18
--大学後やその他訓練プログラムに応募する	17 – 21
--選挙人登録をする	18
--男子生徒は徴兵登録をする	18
--健康保険補償を再確認し、子どもの障害について 保険会社に知らせ、付帯条項もしくは適格の継続を調査する	18
--雇用への移行を完了、教育または訓練の継続、 地域での生活、以下の手配が整ったことを確認	18 – 21

- |                |                   |
|----------------|-------------------|
| 1. 中等後/継続教育    | 6. 医療/健康          |
| 2. 雇用          | 7. カウンセリング        |
| 3. 法的・アドボカシー   | 8. 金銭/収入          |
| 4. 個人の自立/居住    | 9. 交通/自立的に移動するスキル |
| 5. レクリエーション/娯楽 | 10. その他           |



## 職業アセスメント

職業キャリアアセスメントは、移行サービスの一部として義務付けられている。職業アセスメントは、特殊教育に在籍中の生徒が12歳になったとき、または12歳以上の生徒が最初に特殊教育への照会を受けたときから始まる。

第 I レベル職業アセスメントには、生徒に関する構造化された情報収集と既存情報の分析が含まれる。アセスメントには、生徒と、生徒の保護者または後見人、特殊教育教員、生徒のガイダンスカウンセラーが参加する。他の適切な専門家がこのアセスメントに参加する場合もある。

職業キャリアアセスメントによって、明確化が必要な問題が見つかったり、意思決定に適切な情報が得られなかったりした場合、CSE は追加アセスメントを推奨することがある。追加アセスメントは必ずしも階層的順序で行われるわけではなく、より形式化された検査を職業アセスメントの専門家から受けることや、状況に合わせた仕事割り当てを受けることが、生徒に推奨されることがある。

第 II レベル職業アセスメントでは、より集中的で、関心、職業スキル、特定の素質と能力をさらに深く見極める標準テストが実施され、第 I レベルアセスメントで記録された情報の上に積み上げられる。職業興味検査、職業適性バッテリーテスト、選択業務サンプルなどの専門的職業査定手段は、このレベルから導入が可能である。

第 III レベル職業アセスメントは、生徒が実際に本物またはシミュレーションの仕事関連または職業活動をしているときに行われる、状況的アセスメントである。これには職業リハビリテーション施設、職業アセスメントセンター、実際の職場などで入手できるリソースが必要になることがある。

どの場合であれ、査定と意思決定に際しては、生徒独自の関心、ニーズ、欲求がそれらの中心に置かれる。

## 重度の障害がある生徒の年齢制限ガイドライン

障害のある生徒の年齢が21歳に達したとき、またはハイスクール卒業証書  
を入手したときのいずれか早い方で、無償の公教育を受ける資格を喪失する。本学  
校区は、重度の障害がある生徒が公教育から成人向けサービスに移行する年齢制限  
プロセスを実施する責任がある。年齢制限の手順は、本計画中ですでに述べた移行  
計画に加えて行われるものである。本学区は、教育法セクション 4402 (1) (b)  
(5) と 8 NYCRR 200.4 (i) に準じた書面による通知条項の要件に適合する。

年齢制限は、重度の障害がある生徒の次の3つのグループのニーズに見合う  
ために特別に策定されたものである。

1. チャプター544 該当生徒 現学年6月30日以前に18歳となる、州外の寄宿制  
学校に在籍する生徒
2. チャプター570 該当生徒 現学年6月30日以前に18歳となる、州内の寄宿制  
学校に在籍する生徒
3. チャプター462 該当生徒 フルタイムで 州内の通学制 プログラムに在籍し、集  
中的管理ニーズが高く、成人向けサービスが必要となる可能性のある生徒。適格  
生徒のためのこのプロセスは、生徒が15歳に達した後、最初に行われる年次評  
価会議から始まる。

上記3グループの生徒の照会手続きは同じではないが、主要ステップには共通した  
部分がある。

- 上記基準に基づき、成人向けサービスが必要となる可能性のある生徒の同定
- 保護者への通知。生徒が18歳以上の場合、生徒への通知
- 情報公開への合意を得る
- 諸機関への照会
- 州教育省へのレポート提出

## ハイスクール卒業証書取得の条件

本学校区の方針として、特殊教育へのニーズがある生徒にリージェンツまたはローカルハイスクール卒業証書の取得を促し、それらの生徒にはリージェンツまたはローカルハイスクール卒業証書を取得する適切な条件を提供している。本学校区が発行する卒業証書を取得するため、生徒はニューヨーク州大学協会と教育委員会によって規定される最低単位数を獲得しなければならない。さらに生徒は、読み、書き、グローバル学習、米国史、理科、その他ニューヨーク州大学協会によって認定された科目での能力を実証しなければならない。本学校区は、スキルと実績による卒業資格認定（SACC）がニューヨーク州代替アセスメント（NYSAA）を用いて査定された重度の障害がある生徒のためのものであり、キャリア発達/職業学習（CDOS）卒業資格認定は、NYSAA 以外の手段を用いて査定された障害がある生徒のためのものであると認める。

卒業証書取得に必要な単位とスキルレベル到達に向け、障害がある生徒をしっかり励まし支援するよう、本学校区は、以下の手順を採用する。

1. CSE は、障害のある各生徒の特殊教育へのニーズについて、年次評価を行う。CSE は、ミドルスクール進学後の年次評価で、その生徒の能力が卒業証書につながる教科での及第の可能性はあるか、個別教育計画スキルと実績による卒業資格認定またはキャリア発達/職業学習卒業資格認定で終了する個別教育計画のほうに望ましいか、アセスメントを行う。
2. 決定の見直しは、毎年行われる。CSE は以下の要素を考慮する。
  - 現在の達成度
  - 学習率
  - 生徒と家族の選択
3. CSE は、IEP にテストへの配慮が記載されるに足るほど、生徒の障害の度合いが高いかどうかを考慮する
4. 本学校区は、全生徒に対して適切なリメディアル教育を施す
5. CSE は、単位が取得できる教科から恩恵を受ける生徒の支援に必要なサポートサービスと補習授業を同定し推奨する。
6. CSE は、生徒の特殊教育へのニーズがあることで、ハイスクール進学から 4 年以内に必要な単位数取得が妨げられるかどうか考慮する。そうである場合、4 年から 6 年以内、生徒が 21 歳の誕生日を迎える年の 6 月 30 日までに、必要単位数の取得する計画を推奨する。
7. 生徒の特殊教育へのニーズが、特殊教育の有資格教員による少人数クラスでの授業を必要とする場合、IEP にその旨記載され、特殊教育学級への教育措置が本学

校区内外で行われる。いずれの場合も、卒業認定単位に係る指導は、教科の有資格教員に相談しながら特殊教育教員が定めるカリキュラムの目標と必要最低達成度に従って、単位取得を目指す教科指導が行われる。そうした目標と熟達判断の基準は、各学校の校長による承認の対象となり、特殊教育オフィスによって保存される。生徒の学習評価は、その生徒個人のニーズに従って行われる。

8. CDOS 卒業資格認定は、ローカルもしくはリージェンツ卒業証書を補完するものとして扱われることがある。または、生徒が卒業証書の基準を満たさない場合、キンダーガーデンを除き、少なくとも 12 年学校に在籍した場合、生徒の終了認定としてこの資格が認定されることがある。もしニューヨーク州 CDOS 卒業資格認定が生徒にとって唯一の終了資格認定で、生徒が 21 歳未満の場合、21 歳になる学年が終わるまでは、適切な公教育を無償で受ける資格があることを、保護者に文書で知らせなければならない。

## 卒業証書でないハイスクール修了資格認定

他の要件に加えて、CSEは、教育省長官規則セクション 100.5 に規定されたように、生徒の IEP にハイスクール卒業証書取得に係る、なるべく多くの要件を織り込むあ

あらゆる努力をする。障害のある生徒を含むすべての生徒には、生徒の教育ニーズに基づき、通常ハイスクール卒業証書が与えられるよう最大限の機会が与えられる。

NYS 代替アセスメント (NYSAA) の査定を受け、(キンダーガーデンを除く) 学校に少なくとも 12 年間在籍した、実質的に同等の教育を他地域で受けた、または現学年の終わりに 21 歳を迎える、重度の障害がある生徒には、**スキルと実績による卒業資格認定**を受ける資格が与えられる。この場合、重度の障害がある生徒とは、認知能力だけでなく、行動や身体的にも限界があり、自己実現と意味のある社会参加への可能性を最大限に高めるため、高度に専門的な教育、社会、心理、医療サービスを必要とする生徒のことである。スキルと実績による卒業資格認定には、生徒の学業におけるスキル、強み、自立性レベル、キャリア発達、学校後の生活、学習、就業に必要な基礎的スキルの記録が添付される。ニューヨーク州学習基準の代替習熟レベルに基づいて指導と査定を受けた障害のある生徒だけが、この資格認定を受けることができる。

スキルと実績による卒業資格認定を受けることになる生徒が 21 歳未満の場合、資格認定には、21 歳になる学年の終了またはハイスクール卒業証書取得のいずれか早いほうまで生徒が居住する学校区で、公教育を継続する権利の保証文書が添付される。

NYS 代替アセスメント (NYSAA) の査定を受けない障害のある生徒には、**NYS キャリア発達/職業学習 (CDOS) 卒業資格認定**を受ける資格がある。この資格認定は、各生徒の学校を離れた後の就職への準備とスキルを認める。この資格認定は、ローカルもしくはリージェンツ卒業証書を補完するものとして扱われることがあり、生徒がディプロマ取得基準を満たすことができない場合、キンダーガーデンを除き少なくとも 12 年学校に在籍した生徒には、終了認定としてこの資格が認定されることがある。もしニューヨーク州 CDOS 卒業資格認定が生徒にとって唯一の終了資格認定であり、生徒が 21 歳未満の場合、21 歳になる時点での学年が終わるまで、適切な公教育を無償で受ける資格があることを、保護者に文書で知らせなければならない。

CSE は、現学年終了前に 21 歳に達する障害のある全生徒と、スキルと実績による卒業資格認定、または CDOS 卒業資格認定のいずれかの認定資格を持ち 12 年間の教育を受けた障害のある生徒の進捗を検討する。CSE は、いずれかの資格認定適格生徒の存在を教育長に告知する。

教育長は、どの生徒が資格認定を受ける適格者か、6 月の卒業式前に教育委員会に知らせる。教育委員会は、適格生徒にその認定を発行するよう、指示する。

教育長は、6 月の卒業式から 15 日以内に、州教育省長官から求められた情報を含む形式で、州教育省長官に報告する。

## CPSE と CSE による特殊教育への措置の手配

IEP 推奨を受領した教育委員会は、CSE または PCSE による推奨を検討した後、障害のある児童生徒のためにプログラムとサービスを手配する。教育委員会は、手配が整ったことを保護者に通知する。

CSE の場合、障害がこれまで未認定だった児童生徒に関する査定ならびに適切なプログラムとサービスへの教育措置は、査定同意受領から 60 授業日以内に、また障害のある児童生徒の再評価は、照会から 60 授業日以内に完了するものとする。適切な州内外の私立学校への教育措置に関しては、教育委員会は CSE から推奨を受領してから 30 授業日以内に、そうしたプログラムとサービスの手配を完了する。

障害のある児童生徒の保護者には、本学区が児童生徒の同定、査定、教育的措置、児童生徒への適切な無償公教育の提供の開始、変更の提案、または拒絶について、合理的な時間をもって文書で通知しなければならない。

CPSE の場合、教育委員会は、7 月、9 月、または 1 月に設けられた適切なプログラムの開始日を以てサービスを手配することとする。そうしたサービス開始日の 30 授業日前または後に始めることが CPSE によって推奨される場合はその限りではなく、委員会の推奨から 30 授業日以内、査定合意受領から 60 授業日以内に開始される。

児童生徒の教育措置は長いプロセスであることが多いため、教育委員会の会議前にプログラムやサービス開始に必要な手配ができるよう、教育委員会は教育長またはその任命者を代理人とする。

教育委員会が CSE または CPSE の推奨に同意しない場合、教育委員会は反対または懸念を文書化し、CSE に教育委員会の懸念を検討する会議を時宜にかなう日に予定し、適切と思われる IEP に変更するため、通知とともに推奨を送り返す。教育委員会は、保護者に当該文書と通知の写しを提供する。その後 CSE は、教育委員会に変更済み推奨を提出する。

## インフォームドコンセント (CSE ならびに CPSE)

### 「同意」が意味すること

- 保護者は、同意が求められる活動に関するすべての情報について、自分の母国語またはコミュニケーション手段で完全に情報を得、公開予定の児童生徒の記録と誰に公開されるかについて、通知を受けている。
- 保護者は、同意が求められる活動について理解し文書で合意する。
- 保護者は、同意が自発的でいつでも翻意することができるという説明を受ける。

これは以下の CSE/CPSE プロセスの一環として採用されている。

**第1回目の査定**-障害の可能性がある児童生徒に関し、CSE または CPSE によって照会が受領されると、保護者には査定に関する同意が求められる。保護者は、照会が誰によってなされたかによって、子どもの学校の被指名者、あるいは CSE または CPSE の代表から連絡を受ける。保護者は、適正手続きの権利に関するコピーも受領する。必要に応じて翻訳が作成される。もし保護者が同意しなければ、保護者は査定プロセスを話し合う会議に招かれる。保護者が同意要請を受領し、理解するための働きかけの努力がなされる。

**第1回目の教育措置** - CSE または CPSE によって子どもに障害があると同定され、特殊教育サービスが推奨される場合、第1回目の教育措置に対する保護者の同意が求められ、保護者には適正手続き権利に関するコピーが送られる。必要に応じて翻訳が作成される。保護者には CSE または CPSE 委員長、学校スタッフ、あるいは査定機関 (CPSE) の代表と、さらに話し合う機会が与えられる。必要に応じて、保護者が同意要請を受領し、理解するための働きかけの努力がなされる。

**12か月プログラムまたはサービスの第1回目の提供**- CSE または CPSE は、長い休暇中に児童生徒が予測される限度以上にスキルを失うことの証拠に基づき、プログラムまたはサービスの学年延長が必要かどうか判断する

再評価 - 子どもの再評価の場合は、必ず保護者の合意が求められる。ただし、本学区は保護者または後見人からの返事を得られず、同意を得るための合理的な手段が取られた場合、再評価をする。合理的な手段とは、以下のように解釈される。

- 再評価への同意を求める通知文書の送付
- 保護者に通知する試みを、少なくとももう1回行う。この場合は通知文書の再送付または電話連絡を意味する。

学校区教職員以外のスタッフの記録・その他コミュニケーション 保護者は、次の  
件で同意が求められる

- 他の機関・個人に対する CSE 記録の公開
- 他の機関・個人による報告/査定のコピー提出要求
- 他の機関・個人（例、民間のセラピスト）との会話への要求
- この件に関するさらに詳しい情報は、特殊教育の記録—アクセスと入手を参照のこと。



# 代理親

## 資格

「代理親」とは、児童生徒の保護者または後見人が不明、または合理的な努力の後、教育委員会が保護者の行方を発見できず、児童生徒が同伴者のいないホームレス児であるとき、もしくはニューヨーク州被後見人である場合、保護者または後見人の代理に任命される人物を意味する。

教育委員会は、代理親の適格者で意欲がある個人のリストのなかから代理親を選ぶ。代理親として選任された者はなるべく、本学校区または州教育省、子どもの教育またはケアに関係する機関の役員、職員、代理人であってはならない。

- 担当する児童生徒に対する主要義務に相反する利益のない者
- 個人的に児童生徒ならびにその児童生徒の教育ニーズを熟知すること。
- 障害がある児童生徒に与えられる教育的選択肢に概ね精通していること。

## 代理親の任命手順

ある生徒のために代理親を任命するときは、以下の手順に従って行われる。

1. 子どもの教育または治療関係者で、特殊教育サービスが必要かもしれない児童生徒を知っており、その子の保護者または後見人が行方不明もしくは面会不能だと分かっている、またはその児童生徒がニューヨーク州被後見人だと知っている人は誰でも、CSE に対し、代理親の任命を請求することができる。
2. CSE は、その児童生徒の居所の責任者である成人と、最後に判明している住所の保護者または後見人あてに代理親の必要性が発生する可能性を告知する。
3. CSE は、その保護者または後見人が行方不明もしくは面会不能かどうか、またはその児童生徒がニューヨーク州被後見人かどうかを判断する。代理親が必要だとの判断は、第 1 回査定、再査定、サービスへの照会受領後、合理的な時間内に終了する。CSE が代理親の必要性を発見した場合、教育委員会またはその他の特殊教育プログラム作成とサービスに責任を持つ組織によって、CSE の判定後 10 業務日以内にそうした任命が行われる。

任命を受けた代理親は、少なくとも児童生徒の教育的措置の第 1 回定期検討まで、その児童生徒の代理親を務める。

## 中立的教育評価 (IEE)

本教育委員会は、CSE または CPSE によって得られた査定に関して、保護者または後見人と意見が一致しない場合、障害がある、またはその可能性がある児童生徒に公的資金で中立的評価を受けさせる保護者または後見人の権利を認める。

中立的教育評価 (IEE) は、教育省長官規則と障害があるまたはその可能性がある児童生徒の中立的評価手段に準拠し、その児童生徒の教育のために本学区が雇用した者でない有資格試験官が実施する。要請があれば、中立的評価が得られる公的ならびに民間機関と専門的リソースのリストが、保護者に提供される。

IEE が公費で賄われる場合はいつでも、評価基準は、評価場所と試験官の資格を含め、本学区が評価を開始するときと同じとする。保護者は、保護者が不服とする評価を学区が行うごとに、公費での IEE を 1 度だけ得る権利を有する。

- a) 場所 評価実施の地理的場所は、本学区の半径 50 マイル以内と定義される。
- b) 最低限の資格 本学区では、最低限の資格とは、評価が実施される具体的分野におけるニューヨーク州教育省認可または免許と定義される。
- c) IEE に係る合理的なコスト 合理的なコストとは、本学区の半径 50 マイル以内にある大学病院の評価コストを超えないものと定義される。

保護者または後見人には、特殊な状況によって上記基準に当てはまらない、中立的教育評価の正当性を示す機会が与えられる。

IEE が公費で賄われる場合はいつでも、本学区は本評価に係る合理的なコストへの支払いをする。保護者または後見人は、CSE または CPSE が評価を行った日から 90 日以内に、請求書を提出すべきである。

本学区は、行った評価が適切であること、または保護者または後見人によって得られた評価が以下のような本学区の基準を満たしていないことを立証するため、中立的審問を開始する権利を有する。

- a) 評価場所を含む IEE が実施された基準が、学区またはその他法的基準を満たさない。
- b) 選定された中立的試験官が、上述の最低限の資格を満たさない。
- c) 払戻請求が、上述の学区請求ガイドラインを超えている。

審問官が本学区の評価を適切と判断した場合、保護者または後見人には、公費による払い戻し請求の権利はない。

## 特殊教育調停

特殊教育調停は、障害がある生徒の保護者と本学区代表が、調停人という中立的な立場にある人物と面談するプロセスである。調停人は、両者に質問をしてあらゆる情報について話し合うことで、保護者と学区代表がお互いの懸念について理解をさらに深め、児童生徒が受けることになる特殊教育プログラムやサービスに関する合意に達することができるよう助力を行う。調停は任意で、中立的審問に係る保護者の権利を否定または遅延させるために使われてはならない。調停人は有資格者かつ中立的立場にあり、効果的調停手法の訓練を受けている。調停は時宜にかなった方法で予定され、両者にとって便利な場所で行われる。

保護者が子どものプログラムやサービスに関する CSE の判断に不服である場合、保護者は調停に参加する選択権を有する。調停への参加を選んでも CSE との面談を要請したり中立的審問を要求したりする、他の代替策を制限するものではない。

中立審問官が最後に、生徒が受ける特殊教育プログラムやサービスの種類について判断を下す中立的審問とは異なり、調停人が判断を下すことはない。調停会議の最後に、何がなされるべきか、保護者と学区代表が合意したことが文書化される。調停会議で話し合われたあらゆる懸念事項や課題に関し、合意が達成される。未解決事項は CSE とさらに話し合うことも、または中立的審問官による審査を受けることもできる。調停会議中の話し合いは秘密扱いされ、その後の適正手続きヒアリングや連邦または州裁判所での民事裁判に使うことはできない。

特殊教育調停は、ナッソー郡コミュニティ紛争解決センター (CDRC) によって実施される。各センターには本学区の職員ではなく、本学区によって調停人に選ばれていない非常に有能な調停人が多く在籍している。

## 中立審問官の任命

本教育委員会は、ニューヨーク州教育省が公布するナッソー郡公認中立審問官（IHO）の最新リストを、IDEA と教育法のもとで行われる中立審問に対する要請に関連して採用した。本学区のリストにはさらに、本学区に対してサイオセット中央学区に影響する案件の審問に関心を示した、州のリストに記載された他のIHOの氏名も含まれる。

### 手順

氏名順に行われる IHO の選択は、本学区が中立審問への要請を受領してから 2 業務日以内に開始される。

教育省長官規則セクション 200.2 (e) には、IHO のリストの確立と輪番に関して、各教育委員会が使わなければならない手順が規定されている。教育省長官規則セクション 200.2 (e) の概要は次の通りである。

- セクション 200.1 (x) (4) と本学区が利用できるサービスに従い、IHO は教育コミッショナーに公認された全審問官リストから選択されなければならない。
- そのリストは、アルファベット順でなければならない。
- そのリストは、新たに公認された審問官の名前もアルファベット順に挿入することで、アルファベットによる氏名順を維持されなければならない。
- 選択は氏名順に行われなければならない。最後に担当した審問官の次に氏名が表示される審問官が、次に選ばれる。
- リストにある審問官の誰もまだ審問に関わったことがない場合、リストの始めに氏名が表示される審問官が選ばれる。
- IHO が任命を辞退、24 時間以内に返事がなかった、本学区職員が合理的な努力をしても連絡できなかったなどの場合、そうした努力は中立的に確認できる方法で文書化される。本学区職員はその後、手が空いている次の IHO を見つけ出すため、リストを順にたどっていく。

本学区職員は、前回担当した IHO の次に名前が挙げられる IHO に連絡を取ることから選定プロセスを開始する。この作業は電話で行われ、電話で話が出来なければ留守番電話にメッセージを残し、翌日配達便で手紙を送ることによって行われる。本学区職員は、教育省長官規則に規定された通り、任命が受け入れられるまで、リストのアルファベット順に依頼を続ける。

教育委員会は決議により、または教育委員会委員長（委員長不在もしくは不能の場合は副委員長）が書状により、氏名順リストから選ばれた IHO が、対応できるとの意思表示をした時点で、速やかに任命する。

## 訴訟後見人

保護者の利益が生徒のものと相反または矛盾していると、中立審問官が判断した場合、またはその他何らかの理由で生徒の利益は、訴訟後見人の任命を通して、もっともよく保護されると判断した場合、代理親がそれ以前にその役目を任されていない限り、中立審問官が訴訟後見人を任命する。中立審問官は、訴訟後見人が任命されたときは、生徒の保護者に与えられた手順の適正手続きへの権利が、審問中保護されていることを保証する。訴訟後見人はパート 200 規則に詳しく、当学区が維持する代理親リストから任命される人物か、中立審問中と、保護者もしくは教育委員会によるニューヨーク州審査委員への上訴で適当な場合は、生徒の利益を代表するため任命された無料弁護士と定義される。訴訟後見人は本審問中、生徒の利益のみ代表してもよい。

# 総合教育委員会

## プログラムの目的

本教育委員会は、以下のプログラムの目的に従い、本学校区内に居住する障害のある子どもたちへの適切な教育の開発と実施に責任を持つ。

1. 学区内に居住する 3 歳から 21 歳までの子どもたちに、もっとも制約の少ない環境で適切な教育を提供する。
2. 通常教育プログラムや課外活動、その他本学区の学校に在籍する他の生徒に提供される活動など、障害のある生徒が、それぞれのニーズに最大限ふさわしい学区のプログラムに参加できる機会を保障する。
3. 障害のある未就学児ひとりひとりが、適切な未就学児用プログラムまたはサービスに参加できる機会を保障する。
4. 必須メンバーのほか、適切な資格を持つ教職員で構成される CSE と PCSE を設定し、それら教職員とその他学区スタッフが、連邦ならびに州法・規則で同定される機能を果たし、本計画で同定されたすべての実践と手順が実施されるよう、彼らにトレーニングを施すことを保障する。
5. 障害のある児童生徒の学力、社会、身体、管理的ニーズに見合うプログラムまたはサービスを完全な連続体として導入するのに必要な、人的・物的リソースを提供する。
6. CSE または CPSE の学校スタッフと学区管理職、保護者、コミュニティー間に職務上の緊密な関係を作る。
7. 特殊教育プログラムが、本学区の通常教育プログラムの不可欠な部分であることを保障する。
8. 教育省長官規則セクション 200.6 (a) 条項実施の管理実践と手順の設定を保障する。
9. 保護者が未就学児の評価同意依頼を間違いなく受領し、理解するための管理実践と手順を設定する。
10. 教育省長官規則セクション 100.5 に従い、障害のある生徒がハイスクール卒業証書を取得できるよう、適切な機会を与えることを保障する。
11. 児童生徒の行動に関する規律規約が必ず用意されるようにする。
12. 障害のある児童生徒に係る、個人を特定できるデータ、情報、記録の秘匿性を確保する。そうした個人を特定できる情報は、規則遵守のため以外、開示されない。

13. 障害のある未就学児と学齢期児童生徒のために、十分かつ適切な空間の提供を確保する。
14. 児童生徒とその保護者が本学区の提供するサービスを利用できるよう、必要な変更がなされるようにする。
15. 保護者が必ず適正手続きへの権利に関して助言され、その権利に関する手順を確立するようにする。
16. 本学区内の学校に在籍する子どもたちが該当する、その他すべての州ならびに連邦規則の保護を受けることを保証する。
17. 本学区内の学校で使用される教材はすべて、障害のある児童生徒それぞれが利用できるような形で、障害のない児童生徒にそうした教材が提供されると同時に配布されることを保証する。



## 特殊教育プログラムへのスペース配分

サイオセット中央学校区は、障害のある児童生徒や未就学児に適切な環境での教育を保証するため、十分かつ適切、そして可能な限り障害のない児童生徒にも適した指導スペースを提供する。通常環境から児童生徒を転出させることは、状況があまりに深刻で、補助器具やサービスを利用しても教育が十分に達成できない場合に限って行われる。

本学校区内に居住する障害のある児童生徒が本学校区内で教育を受けること、また適切な場合はいつでも、障害のある児童生徒を地元の学校に在籍させることを、できるだけ保証することが本学校区の方針であり実践である。

障害のある児童生徒のニーズに見合うよう、本学校区内の適当な空間を特殊教育プログラムに割り当てるのをできるだけ保証することが本学校区の方針であり実践である。特殊教育サービスは、単に適当な場所がないというだけで否定されない。

さらに、連合教育機関委員会（BOCES）の特殊教育プログラムに在籍する、本学区内の障害のある生徒や未就学児のニーズを満たすため、適切なスペースが提供されることをできるだけ保証するのが本学校区の方針であり実践である。最低 1 年に 1 度、教育措置のスペースの適切性を確保するため、本学校区の特殊教育部のスタッフが、BOCES 特殊教育プログラムに在籍する本学区内の児童生徒を訪問する。

本学校区は、BOCES との面談を継続しながら、センターでの非統合的環境にある特殊教育児童生徒数削減に向け、ニューヨーク州教育省の要件に見合う地域計画の策定に当たる。さらに、すべての児童生徒にもっとも制約の少ない環境を提供する試みのなかで、本学校区は、地元の学校にはない特別プログラムが必要な他学校区の学齢期の生徒に、引き続き可能な限りスペースを提供する。本学校区はまた、スペースがある限り、学区内外に居住する生徒のために BOCES に学年相応のスペースを提供するよう努力する。

本学校区は、年次予算循環、またはより頻繁な教育施設長期検討の一部として、また教育省長官への提出が義務付けられている障害のある未就学児と児童生徒へのサービス提供に関する 2 年計画の一部として、スペース割り当てニーズに対処する。

本学校区は、本学校区内に在住する障害のある児童生徒とプリスクール児にサービスを提供する施設スペースへのニーズを判断するため BOCES に関連のある情報を、教育長を通して、BOCES 教育長と共有する。

特殊教育プログラムとサービスへの適切なスペース割り当てと、障害のない生徒を交えた環境において、障害のある生徒にサービスを提供することを保証するプロセスの一部として、本学校区の教育長は、適切な学校職員との話し合いで、少なくとも以下を行う。

1. 本学区の特殊教育プログラムとサービスに現在在籍している、または今後も在籍が見込まれる、障害のある未就学児ならびに児童生徒の人数、現在受けている、または今後受けることが見込まれるプログラムの種類、そうしたサービスが提供されている、あるいはされることになる環境に関する定期的な情報収集
2. 本学区の最新人口調査結果と、保護者が入学させた非公立学校で実施される障害のある児童生徒の早期発見活動など、他の学区による早期発見活動を検討する。
3. 本学区が、特殊教育プログラムとサービスを提供する義務がある障害のある児童生徒ならびに未就学児数増加予測、受けることになるサービスの種類の予測、それらのサービスが提供される環境の予測に備える。
4. 上記の情報に基づき、現行スペースの収容力を検討し、現在ならびに将来のニーズを満たすために必要なスペースを追加すべきかどうかを確認する。
5. 追加のスペース割り当てに必要な推奨とともに、上記検討結果について、教育委員会にレポートを提出する。

## プログラム、教材、課外活動へのアクセス

本学校区在住の障害のある児童生徒は、参加を望む児童生徒にその資格がある限り、本学校区が行う学校区内の公立学校で参加できる、あらゆるプログラムや活動に参加する機会がある。

子どもが学校のプログラムまたは本学校区（または生徒の在籍校）の提供する教育措置での課外活動に参加するには、特殊輸送あるいはその他特別な手配が必要な場合、CSE あて申し込みができる。CSE は子どもの保護者と面談し、その子どもの特別なニーズを検討し、適切な場合、障害を持つ子どもがその学校プログラムとサービスに参加できるようにする条項を推奨する。サイオセット中央学校区の各学校で行われるすべてのプログラムとサービスは、身体障害者も参加が可能である

2001 年法のチャプター377 を踏まえ、サイオセット中央学校区は、教材が必要な児童生徒に、必要があれば電子ファイルでのアクセスまたは変換を含む、その児童生徒が利用できるような形で、時宜を得た方法で配布することを保証する。業者の選定は、そうした教材の提供が可能かどうかに基づいて行われる。そうした教材を必要とする児童生徒が学校暦中に入学したとき、そうした児童生徒を同定する手順は整備されてある。障害のない児童生徒に教材が提供されると同時に、障害のある児童生徒にその教材を別の形で確保する教育委員会の計画は、教育委員会の「障害のある児童生徒用教材の異なる形式での入手可能性」方針番号 4321.3 に記述がある。

# 職業教育の機会へのアクセス

## 1972年教育改正法第9編（タイトルIX）

職業教育の機会を含む雇用と教育の機会は、サイオセット中央学校区により性別による差別なく、少年少女に公平に提供される。

教育プログラムと活動での性別による差別は、タイトルIXによって禁止されている。本学校区で非差別に関する活動の調整に公式な責任を持つのが人的資源コーディネーターで、タイトルIX コーディネーターの役割も果たす。このコーディネーターは、タイトルIXの下での自分の権利が本学校区またはその役員によって侵害されたと感じる児童生徒や教職員に、苦情手続きなどの情報を提供する。また、児童生徒や教職員は、連邦公民権室またはニューヨーク州人権省に、直接問い合わせたり、苦情を提出したりしてもよい。

## 1973年リハビリテーション法セクション 504

本教育委員会は、1973年リハビリテーション法セクション 504 の遵守を保証する。リハビリテーション法は連邦公民権法規で、連邦政府の資金援助を受けるプログラムや活動に参加する障害のある個人に対する差別を禁じている。**この法律は、次のような個人を保護するものである。**

- 身体または精神障害を有するため、主な日常生活の行動のうち1つ以上が著しく制限される。または、
- そうした障害の記録を有する。または、
- そうした障害を有するとみなされる。

障害のある有資格者は、障害があるという理由で、本学校区のカリキュラム、課外プログラム、または活動への参加が認められなかったり、恩恵を被ることが出来なかったり、差別の対象とされたりすることがあってはならない。

障害をもつ児童生徒を含む全児童生徒に無償での適切な教育を保証するため、サイオセット中央学校区は、特別サービスまたはプログラムを必要とする児童生徒を確認する意図がある。障害のある児童生徒は、障害のある個人法に基づくサービスが必要ない場合でも、セクション 504 のもとでの配慮を受けることができる場合がある。

本学校区でセクション 504 の遵守に正式な責任を持つのは、生徒サービス担当副教育長である。この副教育長は、セクション 504 の下での自分の権利が学校区またはその役員によって侵害されたと感じる人ならだれにでも、苦情手続きなどの情報を提供する。

## 人口調査と障害がある児童生徒の登録

本教育委員会は、8NYCRR セクション 200.2 (a) (1) に従い、障害のある児童生徒を発見し確認するよう、次のイニシアチブを執る。

障害のある児童生徒の人口調査を維持する手順文書のコピーは、本教育委員会方針手順マニュアル（方針番号 4321）に記載されている。未就学児プログラムに参加する資格を有する子どもの登録は、未就学児の特殊教育に係る特殊教育委員会（CPSE）が維持し、毎年更新される。

毎年 8 月、本学区は、サイオセット住民全員にカレンダーを郵送する。キンダーガーテンオリエンテーションとスクリーニングの通知は、そのカレンダーに入っている。プリキンダープログラムの通知と CSE と CPSE への照会通知も、同じく入っている。また、キンダーガーテンオリエンテーションとスクリーニング通知は、地元新聞に掲載され、公立図書館と全学校の校舎に掲示される。本学区のカレンダーには、未就学児と学齢期児童向け特殊教育プログラムについて、全住民あての通知が含まれる。

## 学校での行動と規律

通常、障害のある児童生徒が本学区の規定規則を破った場合、サイオセック中央学区行動規範と CSE の判断に従って、懲戒処分が課せられる。

教育措置の懲戒的変更とみなされない、同学年で 10 授業日までの停学または引き離しについて、障害のある児童生徒には、同年齢で障害のない児童生徒同様に代替授業またはサービスが提供される。

連続 10 日以上またはパターンがみられることから、現行教育的措置からの停学または移動が教育措置の懲罰的変更となる場合、障害起因かどうかの同定が必要となる。本学区は、引き離しが教育措置変更とみなされるかどうか、ケースバイケースで判断する。この判断は、適正手続きと訴訟手続きを通しの見直しの対象となる。

### 障害起因

児童生徒の行為が障害起因かどうかを同定するため、児童生徒の障害と懲罰の対象となる行為の関係の見当が、なるべく速やかに、どの場合でも同定後 10 授業日以内に、障害起因チームによって次の項目が行われなければならない。

1. 教育長によって教育措置を暫定的代替教育環境 (IAES) に変更
2. 中立審問官 (IHO) によって児童生徒が IAES に送られる
3. 教育委員会または教育長によって教育措置の懲罰的変更である停学を科す

障害起因チームには少なくとも、当該児童生徒ならびに子どもの行動の解釈に知識がある本学区の代表、保護者、保護者と学区の決定に準じた CSE の該当メンバーが含まれる。保護者に必ず出席してもらうため、会議の前に文書による通知を送付しなければならない。この通知には、会議の目的、出席予定者氏名、CSE 参加者で関連のあるメンバーを保護者の要請で出席させることができる保護者の権利に関する通知が含まれる。

障害起因チームは、問題となっている行動が児童生徒の障害によって引き起こされたもの、あるいは児童生徒の障害に直接的かつ顕著な関連性があるものであること、または学区が IEP を実施しなかったことの直接的な帰結であることかどうかを同定するため、児童生徒の個別教育計画 (IEP)、教員による観察記録、保護者の提供する情報など、児童生徒のファイルに含まれる関連情報を検討する。本チームによって、問題となっている行動が IEP の不実施からの直接的な帰結であると同定された場合、本学区は速やかに不備の是正のためのステップを踏まなければならない。

### 障害起因の発見

検討の結果、児童生徒の行動が障害起因と同定された場合、CSEは機能的行動アセスメントがまだの場合は実施し、実施済みであった場合はその見直しをし、行動介入計画を変更する。

機能的行動アセスメント（FBA）は、なぜ児童生徒が学習の妨げとなる行動をするのか、児童生徒の行動がどのように環境と関係しているのかを同定するためのプロセスである。FBAは、教育省長官規則セクション 200.22（a）に矛盾しないように開発されなければならない、問題行動の同定、行動の具体的用語による定義、その行動の一因となった文脈的要因の特定（認知・感情的要因を含む）、ある行為が一般的に引き起こされる一般的条件に関する仮説の設定、それを維持する可能性が高い結果などを含むが、この限りでない。

行動介入計画（BIP）は、機能的行動アセスメントの結果に基づく計画で、少なくとも問題行動の説明、なぜこの問題行動が発生するか<sup>の</sup>包括的・特定の仮説、行動に対応するポジティブ行動支援とサービスを含む介入策を含む。

教育措置の変更が、重い身体損傷、凶器、非合法ドラッグまたは規制薬物によるものでない限り、児童生徒は、引き離された場所から元の教育的措置に戻されなければならない。児童生徒と本学校区は、BIP変更の一部として教育措置変更に合意することがある。

### 障害起因の発見されず

その児童生徒の行為が障害起因ではないと同定されたら、障害のない生徒に当てはまる関連懲戒手順が障害のない生徒に適用されると同じ期間、同じような形で生徒に適用される。ただし、障害起因の決定に反対するための児童生徒と親子関係にある者の適正手続きヒアリングを要請する権利と、本学校区の適切な公教育をこうした生徒に提供する義務からの影響は受ける。

### 障害起因に関わらないサービス提供

障害起因の同定結果に関わらず、障害がある児童生徒には、通常教育カリキュラムへの継続的参加と IEP に設定された目標達成に向けた進捗に必要なサービスが提供される。児童生徒はさらに、適当であれば、機能的行動アセスメント、行動介入サービスと修正を受け、行動違反に対処し再発しないようにする。

1. その後の 10 授業日以下継続する停学または引き離しで、同学年中の総日数が 10 日以上になるが教育措置の懲戒的変更と みなされない 場合、学校職員はその児童生徒の教員の最低 1 名と相談し、サービスが必要とされる度合いを判断する。
2. 同学年中の停学または引き離しが 10 日を超え、教育措置の懲戒的変更と みなされる 場合、IAES とサービスが CSE によって決定される。

### 暫定的代替教育環境（IAES）

10 授業日以上の停学または現教育措置からの引き離し処分を受けた障害がある児童生徒は、CSE の決定次第では、教育措置の引き金となった行為が発生した時に置かれた現在の教育措置以外の、暫定的教育環境である IAES に置かれることがある。

さらに、簡易適正手続きヒアリングの中立審問官は、現在の教育措置の維持がその児童生徒または他者の傷害につながる可能性が大いにあると判断した場合、障害のある児童生徒の教育措置を変更し、45 授業日まで適切な IAES に置くことを命じることもある。

ここに、障害がある児童生徒が障害起因の同定のいかに関わらず 45 授業日まで IAES に置かれた 3 つの具体的事例がある。

1. 生徒が学校または学校区の権限が及ぶ学校行事に凶器を持ち込み、保持
2. 学校または学校区の権限が及ぶ学校行事で、生徒が故意に不法ドラッグを所持または使用、または規制薬物を販売または販売勧誘
3. 学校または学校区の権限が及ぶ学校行事で、児童生徒が他人に重い身体損傷を負わせた。重い身体損傷とは、法律的に以下のうちひとつと定義される。
  - a. 実質的な死の危険
  - b. 極度の身体的苦痛
  - c. 長期的かつ明白に容姿が損なわれる、または四肢、臓器、あるいは知的能力の長期的な喪失または障害

学校行事とは、校外での行事・活動など、開催場所に関わらず、学校が主催または認可した課外行事・活動のことを指す。

学校職員は、生徒行動規範を侵害した障害のある児童生徒の教育措置の変更を命じる際、どんな特殊な状況でもケースバイケースで考慮することがある。

どの場合においても、IAES に置かれた児童生徒は、

1. 別の場所にあっても、通常教育カリキュラムに引き続き参加できるよう、そして児童生徒の IEP に設定された目標に向かって進歩するよう、教育サービスを継続して受け、さらに
2. 適切であれば、違反行動に対応するよう作られた機能的行動アセスメントと行動介入サービスならびに修正を受ける。

停学または引き離しの期間は、同じ行動で障害のない生徒が科せられる時間を超えてはならない。



## スクリーニングの手順

特別サービスが必要な児童生徒を見出し、同定し、サービスを提供するための包括的プログラムが、サイオセット中央学校区によって開発された。スクリーニングは一般集団のなかから、障害、または才能がある可能性のある児童生徒を同定する予備的方法と定義される。

### キンダーガーテンスクリーニング

未就学児は全員、キンダーガーテン入学前にスクリーニングを受ける。スクリーニングには、言語査定、聴力・視力検査、視覚・聴覚、語彙、レディネスプロフィール（数字と文字のスキル）、視覚的・聴覚的記憶、微細・粗大運動スキルが含まれる。新入生は入学に際し、身体検査と予防接種を完了しなければならない。スクリーニングの結果は、園児の累加記録に記録され、保護者または後見人にその写しが渡される。特別サービスのニーズが示唆される問題がスクリーニング中に発見され、障害の可能性のある子どもの保護者または後見人とは、必ず面談が行われる。それに応じて、CSE への照会が行われる。

### 新入生スクリーニング

サイオセット中央学校区の新入生は全員、学力・身体検査を受ける。障害の可能性がみられる子どもたちは、その 15 日以内に CSE に照会される。園児たちは 12 月 1 日までにスクリーニングされることが義務付けられている。12 月 1 日以降に編入した園児のスクリーニングは、60 日以内に行われる。

## 公教育サービスを非公立学校生徒に提供する際のガイドライン

## スクリーニング

1. **定義** 教育省長官規則パート 117 に準じ、スクリーニングが行われる。スクリーニングは、キンダーガーデン新入生とその後の転入生に対するものであり、園児が障害または才能があるかどうかを見極めるものである。
2. 本学校区内にある非公立学校から要請があれば、サイオセット中央学校区は、居住者非居住者を問わず、その非公立学校に在籍する生徒にスクリーニングサービスを提供する。
3. 学校区外に在住する生徒のスクリーニング費用は、教育法セクション 912 と保健福祉契約（以下セクション 912 契約と呼ぶ）に従い、その園児が居住する学校区が負担する。
4. スクリーニングの結果は、非公立学校の校長に提供される。本学校区の障害のある子どもの早期発見要件に従い、学校区は障害のある子どもの早期発見の責任を認識したうえで、本障害のある疑いがもたれる生徒はだれでも、保護者がサイオセット中央学校区の物理的境界内の非公立学校に送った生徒として、所在学校区の特設教育委員会に照会する。

## 障害のない子どもの言語矯正

1. **定義** 言語矯正とは、認定された障害がない子どもに言語療法士が提供するサービスを含むと定義される。
2. 本学校区内にある非公立学校の専門スタッフからの照会を受けると、本学校区は、居住児童生徒も非居住児童生徒も、言語サービスを受ける適格性に関する査定をする。照会は非公立学校スタッフが直接スピーチセラピストまたは特殊教育部に対して行う。
3. 言語サービスへの適格性判断は、学校区内に居住し公立学校に在籍する児童生徒の場合と同様の基準と手順に基づいて言語療法士が行う。
4. 非居住者の子どもは、本学校区内に居住する児童生徒と同様の基準に基づき言語サービスを受ける資格があるが、査定と直接サービスに係る経費の負担は、教育法セクション 912 と保健福祉契約に基づく。
5. 言語矯正への適格性に関する通知は、非居住者の場合はその学校長あて、居住者の場合は校長と保護者あて送られる。

## 障害の可能性のある子どもの評価への照会

教育法セクション 3602-c 条項のもとで、保護者が非公立学校に送った障害のある児童生徒は、個別教育サービスプログラム (IESP) に従って、保護者が入れた

非公立学校で通常教育を受けながら、その非公立学校のある学校区から特殊教育サービスを受けることができる。本条項に従い、サイオセット中央学校区は、障害のある子どもの早期発見、査定、本学校区の CSE の推奨があれば特殊教育サービスを、保護者が入れたサイオセット中央学校区（所在学校区）の物理的境界内の非公立小・中学校に在籍する障害のある生徒に提供する責任を認識する。

1. 学校区内の非公立学校に在籍する居住者・非居住者の子どもは、公立学校に在籍する子どもとまったく同じ方法によって、サイオセット中央学校区の CSE に照会を受ける。非公立学校管理職、保護者、その他の専門家なら照会ができる。
2. 居住者・非居住者に関わらず、通常の照会手順が踏まれる。CSE（または在籍校の被任命者）が査定に関する保護者の同意を取り付け、スクールサイコロジストによる査定の日程を決める。
3. どんな場合であれ、CSEによる査定結果の見直しは、非公立学校が所在する学校区のなかで行われる。

### 障害が同定された子供に対するサービス

1. CSE が子どもの特殊教育の必要性を同定すると、CSEはその保護者に対し、公費で適切な教育を受ける権利を子どもが有することを伝えなければならない。ただし、保護者が子どもの教育を非公立学校で継続させたい場合、本学校区は、通常教育からの恩恵を受けるための支援として、関連サービスまたはリソースルームでの指導を提供することがある。
2. 障害の同定またはサービスについて、保護者が CSE の推奨に不服である場合、保護者はその推奨について、中立的聴聞官に不服申し立てをすることができる。
3. 居住者・非居住者いずれの子どもに対しても、関連サービスと教育サービスは、非公立学校が所在する学校区内で行われる。関連サービスには、カウンセリング、言語発語療法、作業療法、理学療法、その他保険福祉サービスが含まれる。本学校区は、障害のある子どもの保護者に公立学校または特殊教育サービスに子どもを在籍させるよう、強制することはできない。

## プログラムの目的を評価する方法

スタッフレポート、教員、保護者、児童生徒へのインタビュー、現地視察などの査定手法の利用を通して、明確に示された目標が成功したかどうかに関連する形成的データが収集される。このデータは分析され、本学区がプログラムやサービス、そして手順の修正、調節、変更に関する意思決定をするときの情報概要として提供される。

本学区における特殊教育プログラムの目標は、障害のある児童生徒ひとりひとりに、もっとも制約の少ない環境において、適切な公共教育を無償で提供することにある。

以下に、特殊教育プログラムの目標がどの程度達成されたかどうかを評価する方法を掲げる。

- 各種診断用標準テストや教員によるアセスメントによる、児童生徒の達成度の継続的評価
- 包括的 IEP の修正につながる、児童生徒の進捗、プログラムの年次評価
- 教員による観察や面談、授業観察、事例報告、児童生徒に関する学年末のまとめなど、定性的手法
- 8 NYCRR 200.4 (b) (4) で概説された通り、障害のある児童生徒の再評価

## 学校区のプログラム

### **BAYLIS ELEMENTARY SCHOOL**

コンサルタント教員

リソースルーム

特殊学級 12:1:1－必要に応じて

関連サービス－言語療法、作業療法、理学療法、カウンセリング

適応体育

### **BERRY HILL ELEMENTARY SCHOOL**

コンサルタント教員

リソースルーム

特殊学級 12:1:1－必要に応じて

関連サービス－言語療法、作業療法、理学療法、カウンセリング

適応体育

### **ROBBINS LANE ELEMENTARY SCHOOL**

コンサルタント教員

リソースルーム

特殊学級 12:1:1－必要に応じて

関連サービス－言語療法、作業療法、理学療法、カウンセリング

適応体育

### **SOUTH GROVE ELEMENTARY SCHOOL**

コンサルタント教員

リソースルーム

特殊学級 12:1:1－必要に応じて

関連サービス－言語療法、作業療法、理学療法、カウンセリング

適応体育

### **VILLAGE ELEMENTARY SCHOOL**

コンサルタント教員

リソースルーム

特殊学級 12:1:1－必要に応じて

関連サービス－言語療法、作業療法、理学療法、カウンセリング

適応体育

### **WALT WHITMAN ELEMENTARY SCHOOL**

コンサルタント教員

リソースルーム

特殊学級 12:1:1－必要に応じて

関連サービス－言語療法、作業療法、理学療法、カウンセリング

適応体育

### **WILLITS ELEMENTARY SCHOOL**

コンサルタント教員

リソースルーム

特殊学級 12:1:1 – 必要に応じて

関連サービス – 言語療法、作業療法、理学療法、カウンセリング

適応体育

### **H.B. THOMPSON MIDDLE SCHOOL**

コンサルタント教員

リソースルーム

統合チームティーチング

特殊学級 – 6、7、8 学年 (12:1:1、15:1、または 15:1:1) – 必要に応じて

関連サービス – 言語療法、作業療法、理学療法、カウンセリング

適応体育

### **SOUTH WOODS MIDDLE SCHOOL**

コンサルタント教員

リソースルーム

統合チームティーチング

特殊リーディング学級 – 6、7、8 学年 (12:1:1) – 必要に応じて

関連サービス – 言語療法、作業療法、理学療法、カウンセリング

適応体育

### **HIGH SCHOOL**

コンサルタント教員

リソースルーム

特殊学級 – 9、10、11、12 学年 (15:1 または 12:1:1) – 必要に応じて

関連サービス – カウンセリング、言語療法、作業療法、理学療法

適応体育

## 教育介入への反応 (RTI) キンダーから4年生を対象にした識字授業に関する 学校区計画

教育介入への反応 (RTI) は、園児児童生徒のニーズに適合した質の高い授業や介入を提供する実践であり、園児児童生徒ひとりひとりの重要な教育的判断に経時的な学習率と達成率を利用する。(全米州特殊教育ディレクター協会 2006)

RTIは、小さな学習問題が克服できない格差になるのを防ぐことによって、リスクのある児童生徒、障害のある児童生徒、英語学習者らを含む全児童生徒のなかの学力格差を縮めるための、重要な教育戦略を意味する。さらにRTIによって、学習障害のある児童生徒の、より適切な同定と介入につながる事が分かっている。児童生徒に学習障害があるかどうかの同定は、生徒の学習困難が指導プログラムやアプローチの結果によるものでないという判断に至る、広範囲で正確な情報に基づくものでなければならない。RTIはこうした判断に効果的かつ指導上妥当なプロセスである。(NYSED ガイダンス文書 2010)

ニューヨーク州教育省長官規則セクション 100.2 (ii) と矛盾がないよう、サイオセット中央学校区のRTI計画には、以下の項目が含まれる。

- 音韻意識、フォニックス、語彙発達に関する、明確で系統的な指導科学的リサーチに基づくリーディングプログラムなど、リーディングにおける**適切な指導**
- 期待された学習率で学力が伸びていない児童生徒を同定するための、クラスに在籍する児童生徒全員を対象とした**学力スクリーニング**
- ある学力レベル、年齢または学年標準レベルで、学習率が思うように進歩しない児童生徒を対象に、ますます集中化が進む介入と指導によって児童生徒のニーズに適合した**焦点を絞った指導**
- 児童生徒が介入によって、年齢または学年標準レベルに向かって進歩しているかを判断するカリキュラム対策を含む、児童生徒の達成度に関する**アセスメントの反復**
- 目標、指導、サービスの変更に関する教育的変更や、特殊教育プログラムやサービスへ児童生徒を照会するための、教育介入への児童生徒の反応に関する**情報の適用**。こうした判断は、各学校の指導支援チーム (IST) によって行われる。
- ある児童生徒が、通常教育クラスで全児童生徒を対象にしたレベル以上の介入を必要とする時、**保護者への通知文書**が送付される。通知文書には、量的・質的児童生徒の成績データ、児童生徒の学習率を改善するための戦略、

特殊教育プログラムやサービスの査定を要請する保護者の権利などが記載される。

- **RTI** プログラムを実施する際必要とされる知識とスキルをスタッフが確実に持てるよう、そして **RTI** プログラムが **NYSED** 規則と整合性がある形で実施されるようにする **職能開発**
- **階層化指導モデル** このモデルは、児童生徒に提供される介入のレベルを同定する基準、介入のタイプ、収集される量的・質的生徒の成績データ、進捗状況のモニタリングの方法と頻度など、**RTI** プログラムの具体的構造と要素を定義する。



## 本計画のコピー入手について

毎年行われる本計画条項に関する通知のほか、保護者はいつでも、本計画のコピーを学校に要請し受け取ることができる。教育長室に要請を提出すること。

特殊教育記録に関する方針は、本学区の特殊教育 2 か年計画の一部として、2 年毎に見直され、必要に応じて改定される。